

相場情報使用に関するポリシー

株式会社東京証券取引所

2024年1月1日

目次

1	本文書について	4
1.1	本文書の位置づけ.....	4
1.2	本文書の改定.....	4
1.3	本文書に関する照会.....	4
2	用語の定義	5
3	契約の対象者	8
3.1	「情報提供・使用許諾契約書」の締結等が必要になる場合.....	8
3.1.1	一般的事項.....	8
3.1.2	コロケーションサービスサポートプロバイダー.....	8
3.1.3	上場会社等による自社株価等の配信.....	9
3.1.4	直接契約エンドユーザ.....	9
3.2	「情報提供・使用許諾契約書」の締結等が不要になる場合.....	9
3.2.1	自己使用目的でサービス提供会社から情報を取得する場合(エンドユーザ).....	9
3.2.2	関係会社.....	10
3.2.3	システム等運用者.....	11
3.2.4	登録金融商品仲介業者.....	12
3.2.5	TOPIX 情報等配信者.....	12
3.2.6	JPX 算出指数情報の終値情報の外部配信.....	13
3.2.7	インディカティブ NAV 情報算出配信者.....	13
3.2.8	登録新聞社.....	14
3.2.9	インターネット上のリンク.....	15
3.3	JPX 総研が算出する指数に係るライセンス契約.....	16
4	本ポリシーに関連する手続き	16
4.1	契約者情報の登録等.....	16
4.2	手続きに関する連絡先.....	16
4.3	相場情報契約システムの利用条件.....	17
5	情報の取得	19
5.1	契約者による情報の取得.....	19
5.1.1	東証相場報道システムへの直接接続(直接使用).....	19
5.1.2	サービス提供会社等からの取得(間接使用).....	20
5.1.3	相場情報提供用 API 環境への直接接続(直接使用(API 課金体系)).....	20
5.1.4	テスト接続について.....	20
5.2	許諾を受ける情報の登録.....	21
5.3	直接契約エンドユーザによる情報の取得.....	21
6	使用態様	22
6.1	使用態様について.....	22
6.2	外部配信を伴わない使用態様.....	22
6.2.1	社内業務使用.....	22
6.2.2	直接契約エンドユーザによる使用.....	23
6.3	エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様.....	23
6.3.1	会員制端末サービス.....	23
6.3.2	オープン型端末サービス.....	25
6.3.3	エンドユーザ向けデータフィード.....	26
6.3.4	磁気媒体による提供サービス.....	28
6.3.5	音声サービス.....	28
6.3.6	株価表示ボードサービス.....	29
6.3.7	テレビ放送型サービス.....	29

6.3.8	ラジオ放送型サービス	30
6.3.9	印刷物による提供	30
6.4	2次外部配信業者等向け配信を伴う使用態様	30
6.4.1	遵守事項	30
6.4.2	2次外部配信業者等向けデータフィード	31
6.4.3	外部配信業務支援	31
6.5	その他の使用態様	31
6.5.1	取引目的使用	31
6.5.2	指数情報の外部配信及び取引目的使用	32
7	台数報告等	33
7.1	報告対象	33
7.2	台数の計算方法	33
7.2.1	ID数に基づく計算	33
7.2.2	端末台数に基づく計算	34
7.2.3	定時点情報出力端末	34
7.2.4	課金対象外の端末	34
7.2.5	サービス提供会社からデータフィードを受ける場合の社内端末台数の計算	35
7.3	個人使用	36
7.4	報告方法	36
7.4.1	毎月の報告	36
7.4.2	報告期限	36
7.4.3	東証の要請に基づく報告	36
7.4.4	直接契約エンドユーザーによる台数報告	37
7.5	サービス提供会社から情報提供を受ける者が東証所定の手続きにより「情報提供・使用許諾に関する申請(API 課金体系適用時)」を行い API 課金体系の適用を受ける場合に係る取得銘柄数報告	38
7.5.1	報告対象	38
7.5.2	報告方法	38
7.5.3	報告期限	38
7.6	記録の保存	38
7.7	報告台数等の修正	38
8	監査	39
8.1	目的	39
8.2	監査対象	39
8.3	監査の流れ	39
8.3.1	事前通知	39
8.3.2	監査対象者における事前準備	39
8.3.3	監査の実施	40
8.3.4	監査実施後	40
8.4	監査の終了	41
8.5	監査費用	41
8.6	守秘義務	41
9	料金表	42

1 本文書について

1.1 本文書の位置づけ

この「相場情報使用に関するポリシー」(以下「本ポリシー」といいます。)は株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)と「情報提供・使用許諾契約書」を締結した契約者、東証所定の手続きにより、「情報提供・使用許諾に関する申請(API課金体系適用時)」を行い、東証から承認を得た契約者又は東証所定の手続きにより、「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請」を行い、東証から承認を得た直接契約エンドユーザが遵守すべき事項等を記載したものです。本ポリシーは「情報提供・使用許諾契約書」、「情報提供・使用許諾約款(API課金体系適用時)」及び「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」の一部をなし、本ポリシー記載事項に違反することは当該契約又は約款の違反にあたりますのでご注意ください。なお、東証が過去に相場情報の使用等に関して行った通知等又は「情報提供・使用許諾契約書」記載事項、「情報提供・使用許諾に関する約款(API課金体系適用時)」記載事項若しくは「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」記載事項と本ポリシーの間に相違がある場合、原則として、本ポリシーの記載が優先します。

1.2 本文書の改定

本ポリシーを改定する場合、東証は原則、適用日の3ヶ月前までに契約者及び直接契約エンドユーザに対して通知を行いますが、新たな使用態様を追加する場合や記載事項の明確化のための改定、軽微な変更、その他やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

1.3 本文書に関する照会

提供予定のサービス内容が本ポリシーの使用態様に合致しているかどうかの確認等、本ポリシーに関連して照会する場合で、書面による回答を希望する場合は、東証が別途定める様式(「相場情報使用に関するポリシー照会フォーム」)に必要事項を記載の上、下記照会先まで電子メール(mains-user@jpx.co.jp)又は郵便にてご送付ください。頂いたご照会事項につきましては、原則、受領した日から1ヶ月以内にご回答いたします。その他本文書に関するご照会につきましては、下記までご連絡ください。

本ポリシーに関する照会先

〒103-8220 東京都中央区日本橋兜町2-1

(株)JPX総研 クライアントサービス部(事務委託先)

email: mains-user@jpx.co.jp

電話: 050-3377-7859

2 用語の定義

本文書における用語の定義は、次のとおりとします。

情報	東証の相場報道システムから配信される情報（相場報道システムから配信され、株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）の相場情報提供用 API 環境を通じて提供される情報を含む。）又はその編集若しくは加工情報
板配信情報	以下のいずれかの情報又はその編集若しくは加工情報 <ul style="list-style-type: none"> 各気配の注文件数 11 本目以上の気配値段及び数量 引け条件付注文数量及び注文件数 板寄せ時において、板表示中心フラグに優先する価格の各気配値段及び数量
10 本気配情報	以下のいずれかの情報又はその編集若しくは加工情報 <ul style="list-style-type: none"> 6 本目以上 10 本目までの気配値段及び数量 11 本目以上累積数量 成行数量
5 本気配情報	FLEX（Full、Standard）から配信される情報（10 本気配情報、板配信情報及び基準値段情報を除く）又はその編集若しくは加工情報
現在値情報	FLEX（Full、Standard）から配信される現物株式の現在値（特別気配及び連続約定気配を含む）又はその編集若しくは加工情報（他の 1 つの変数を用いて加工した情報に限る）なお、売買高及び売買代金は含まれない。
遅延情報	以下のいずれかの情報又はその編集若しくは加工情報 <ul style="list-style-type: none"> 東証が相場報道システムから配信した後、20 分以上経過した情報（基準値段情報を除く。） 東証が相場報道システムから配信した後、20 分を経過していない上場投資信託の情報（株式会社日本取引所グループが開設するウェブサイトインディカティブ NAV 情報が配信されている上場投資信託の情報に限る。また、最良気配及び 2 本目以上 5 本目までの気配値段及び数量に関する情報、10 本気配情報及び板配信情報を除く。）
約定値段遅延情報	遅延情報（最良気配及び 2 本目以上 5 本目までの気配値段及び数量に関する情報、10 本気配情報及び板配信情報を除く）又はその編集若しくは加工情報
詳細遅延情報	約定値段遅延情報以外の遅延情報又はその編集若しくは加工情報
終値情報	遅延情報のうち、各立会終了時の四本値、売買高及び統計情報又はその編集若しくは加工情報
JPX 算出指数情報	J P X 総研が算出、公表する指数の指数値の情報
TOPIX 情報等	JPX 算出指数情報のうち、以下のいずれかの指数の指数値の情報 TOPIX TOPIX Core30 TOPIX Large70 TOPIX 100 TOPIX Mid400 TOPIX 500 TOPIX Small TOPIX 1000 TOPIX Small500 東証プライム市場指数 東証スタンダード市場指数

	<p>東証グロース市場指数 JPX プライム 150 指数 JPX 日経インデックス 400 及び JPX 日経中小型株指数 (いずれも JPX 総研と日本経済新聞社との共同算出指数。以下あわせて「JPX 日経インデックス 400 等」という。)</p>
リアルタイム情報	遅延情報、JPX 算出指数情報及び基準値段情報に該当しない情報
独自算出情報	<p>契約者が独自に編集加工した情報のうち、以下に掲げる要件をすべて満たすものとして東証が承認したもの</p> <p>(1) 元となった個別銘柄価格等の情報を復元又は推定することが困難である。</p> <p>(2) 算出にあたってパラメータの選定方法等に独自のノウハウ等があり、他者が同一の算出結果を得ることが困難である。</p>
基準値段情報	基準値段及び制限値段に関する情報
契約者	株式会社東京証券取引所と「情報提供・使用許諾契約書」を締結している者又は東証所定の手続きにより、「情報提供・使用許諾に関する申請 (API 課金体系適用時)」を行い、東証から承認を得ている者
関係会社	「3.2.2 関係会社」に記載の事項を満たし、東証所定の手続きに従い関係会社として登録されている会社
システム等運用者	「3.2.3 システム等運用者」に記載の事項を満たし、東証所定の手続きに従いシステム等運用者として登録されている者
TOPIX 情報等配信者	「3.2.5 TOPIX 情報等配信者」に記載の事項を満たし、情報提供を行う契約者が東証所定の手続きに従い TOPIX 情報等配信者として登録している者
サービス	「6.3 エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様」、「6.4 2次外部配信業者等向け配信を伴う使用態様」又は「6.5 その他の使用態様」の記載に従って情報を使用すること
サービス提供会社	契約者又は関係会社のうちサービスを実際に提供する会社
サービス提供契約	サービス提供会社がサービス提供の際に顧客との間で締結する契約であって、「情報提供・使用許諾契約書」又は「情報提供・使用許諾約款 (API 課金体系適用時)」及び本ポリシーに定める遵守事項等の条項及び条件を満たすもの
サービス利用顧客	サービス提供会社とサービス提供契約を締結している顧客
外部配信	<p>提供方法の如何にかかわらず情報を第三者の使用に供すること。(ただし、ごく少数の情報を文書等に引用する行為を除く。)</p> <p>以下に掲げる行為も外部配信に含まれる。</p> <p>(1) サービス提供会社が提供するサービスの全部又は一部を第三者が自己のサービスとして提供する行為</p> <p>(2) サービス提供会社が編集加工した情報を第三者が自己のサービスとして提供する行為</p> <p>なお、東証は外部配信行為への該当に関して判断する権利を留保する。</p>
2次外部配信業者	サービス利用顧客のうち東証と「情報提供・使用許諾契約書」を締結して又は東証所定の手続きにより、「情報提供・使用許諾に関する申請 (API 課金体系適用時)」を行い、東証から承認を得て情報の外部配信を行う者及びその関係会社
2次外部配信業者等	<p>次に掲げる者の総称</p> <p>(1) 2次外部配信業者</p> <p>(2) 「3.1.3 上場会社等による自社株価等の配信」の記載に従い、自社株価情報等の使用を許諾されている上場会社等</p> <p>(3) 「3.2.5 TOPIX 情報等配信者」、「3.2.7 インディカティブ NAV 情報算出配信者」又は「3.2.8 登録新聞社」の記載により情報の外部配信を行うものの東証との「情報提供・使用許諾契約書」の締結が不要とされている者</p>

エンドユーザ	サービス利用顧客のうち情報の外部配信が禁止される者
直接契約エンドユーザ	エンドユーザのうち、東証所定の手続きにより、「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請」を行い、東証から承認を得ている者
登録ウェブサイト	<p>「6.3.2 オープン型端末サービス」をインターネット上のウェブサイトを通じて提供する場合において、以下のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 「4 本ポリシーに関連する手続き」に従い登録されている URL を入力することによりブラウザに表示される画面</p> <p>(2) 「6.3.2 オープン型端末サービス」(1) に規定する申込書に登録されている URL を入力することによりブラウザに表示される画面</p> <p>(3) 株価検索結果表示画面など上記(1)及び(2)で表示されるサービスの一部をなす画面であり、上記(1)及び(2)の URL と同一ドメイン上にあるもの</p> <p>なお、東証はインターネット上の画面が登録ウェブサイトへの該当に関して判断する権利を留保する。</p>
指数情報	<p>独自算出情報のうち、以下のすべてを満たす情報</p> <p>(1) 相場全体又はその一部の動向を把握する指標として、一定の算出基準に基づき複数銘柄の情報を一つの数値情報に編集・加工したもの（算出の基礎となる情報に東証情報以外のものが含まれる場合も含む。）</p> <p>(2) JPX 算出指数情報に該当しないもの</p>
インディカティブ NAV 情報	独自算出情報のうち、東証に上場する又は JPX 算出指数情報に係る上場投資信託の推定純資産額の情報
インディカティブ NAV 情報配信者	「3.2.7 インディカティブ NAV 情報算出配信者」に記載の事項を満たし、情報提供を行う契約者が東証所定の手続きに従いインディカティブ NAV 情報算出配信者として登録している者
金融商品仲介業	金融商品取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）第 2 条第 11 項に定める営業
金融商品仲介業者	金融商品取引法第 2 条第 12 項に定める金融商品仲介業者
登録金融商品仲介業者	「3.2.4 登録金融商品仲介業者」に記載の事項を満たし、金融商品仲介業に係る業務の委託を行う契約者が東証所定の手続きに従い登録金融商品仲介業者として登録している者
登録新聞社	「3.2.8 登録新聞社」に記載の事項を満たし、情報提供を行う契約者が東証所定の手続きに従い登録新聞社として登録している者
JPX コロケーション施設	J P X 総研がコネクティビティサービスとして提供する JPX データセンタやアクセスポイント等の施設
コロケーションサービスサポートプロバイダー	JPX コロケーション施設においてコロケーション利用サポートサービスを行う者
API 課金体系	東証所定の手続きにより、「情報提供・使用許諾に関する申請（API 課金体系適用時）」を行い、東証から承認を得ている者に適用される料金

3 契約の対象者

3.1 「情報提供・使用許諾契約書」の締結等が必要になる場合

3.1.1 一般的事項

以下のいずれかに該当する場合、東証と「情報提供・使用許諾契約書」を締結する必要があります。

- (1) 東証の相場報道システムに直接接続を行う場合
- (2) 情報の外部配信を行う場合（次に掲げる「情報提供・使用許諾に関する申請（API 課金体系適用時）」を行い、東証から承認を得る場合を除く。）

また、以下のいずれかに該当する場合、東証所定の手続きにより、「情報提供・使用許諾に関する申請（API 課金体系適用時）」を行い、東証から承認を得る必要があります。

- (1) 相場情報提供用 API 環境に直接接続を行う場合
- (2) 情報の外部配信を行う場合（使用する情報及び当該情報に係る東証への報告等に関して API 課金体系の適用が可能な場合に限る。）

なお、以下のような場合も東証との契約が必要になりますのでご注意ください。

- 第三者が、サービス提供会社の提供する画面に自社のロゴを付すなど、画面の改変等を行って情報の表示を行う場合：当該第三者による外部配信となり、当該第三者も東証と契約が必要になります。
- サービス提供会社が特定の顧客等のために作成した画面を、第三者に表示する場合（ウェブホスティング等）：当該顧客等による外部配信となり、当該顧客等も東証と契約が必要になります。

TOPIX など、JPX総研が算出する指数を外部配信する場合は、「情報提供・使用許諾契約書」又は「情報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」とは別に、原則として当該指数に関するライセンス契約を締結する必要がありますのでご注意ください。（「3.3 JPX総研が算出する指数に係るライセンス契約」をご参照ください。）

3.1.2 コロケーションサービスサポートプロバイダー

コロケーションサービスサポートプロバイダーが、JPX コロケーション施設（プライマリサイトに限る。）において、他の契約者に直接接続を行うのと同等の環境を提供する場合は東証に対し「相場報道システムへの直接接続環境の提供に係る申請書」を提出して東証の承認を得る必要があります。この場合の遵守事項等は「相場報道システムへの直接接続環境の提供に係る利用規約」の記載に従いま

す。

コロケーションサービスサポートプロバイダーの提供する環境を経由して他の契約者が相場報道システムに接続する場合は、当該他の契約者の直接接続として取り扱います。

3.1.3 上場会社等による自社株価等の配信

上場会社等がインターネット上に開設した自社専用のウェブサイトにて IR 目的で自社株価等の現在値情報又は約定値段遅延情報を掲載する場合は、「情報提供・使用許諾契約書」を締結する又は東証所定の手続きにより、「情報提供・使用許諾に関する申請（API 課金体系適用時）」を行い、東証から承認を得る代わりに東証に対し「自社株価情報等の間接利用申込書」を提出して東証の承認を得ることにより、当該申込書の記載に従って当該情報の外部配信を行うことができます（当該申込書を提出して東証の承認を得ることにより、「3.3 JPX総研が算出する指数に係るライセンス契約」に定める JPX総研とのライセンス契約を締結することなく、自社株価等と共に TOPIX など JPX総研が算出・公表する株価指数（以下「TOPIX 等」といいます。)) の指数値も掲載することができます。なお、掲載する情報が自社の終値情報のみの場合は、上記の申込書の提出及び上記の東証の承認は不要とします（この場合において、自社を構成銘柄とする TOPIX 等の終値も共に掲載するときは、上記の JPX総研とのライセンス契約の締結も不要とします。）。

3.1.4 直接契約エンドユーザ

サービス提供会社からリアルタイム情報を取得するエンドユーザのうち、下記（1）から（3）までのいずれかに該当するエンドユーザは東証所定の手続きにより「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請」を行い、東証から承認を得る必要があります。手続きの詳細につきましては「4 本ポリシーに関連する手続き」をご参照ください。なお、既に東証と「情報提供・使用許諾契約書」を締結している契約者であっても、エンドユーザとして下記（1）から（3）までのいずれかに該当する場合は別途こちらの手続きを行っていただく必要があります。

- （1）サービス提供会社が当該エンドユーザのリアルタイム情報へのアクセス権の総数をシステム的に管理していない場合
- （2）当該エンドユーザが JPX コロケーション施設内でリアルタイム情報の受信を行っている場合
- （3）当該エンドユーザが東証から配信する電文形式のままリアルタイム情報を受信している等、直接使用に準じた形態での受信を行っている場合

3.2 「情報提供・使用許諾契約書」の締結等が不要になる場合

3.2.1 自己使用目的でサービス提供会社から情報を取得する場合（エンドユーザ）

サービス提供会社から取得した情報の外部配信を行わない場合は「情報提供・使用許諾契約書」の締結又は「情報提供・使用許諾に関する申請（API 課金体系適用時）」手続きは不要になります。ただし、エンドユーザは必要に応じてサービス提供会社との間で「情報提供・使用許諾契約書」又は「情

報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」及び本ポリシーの記載内容に準拠した契約を締結する必要があります（詳細は、6.3 以下を参照してください。）。また、エンドユーザの情報受信の方法によっては「3.1.4 直接契約エンドユーザ」記載の手続きが必要になりますのでご注意ください。

3.2.2 関係会社

契約者又は直接契約エンドユーザが直接又は間接的に 50%超の出資関係がある会社等のうち東証が承認している会社については、東証と「情報提供・使用許諾契約書」の締結又は「情報提供・使用許諾に関する申請（API 課金体系適用時）」若しくは「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請」手続きを行うことなく、契約者又は直接契約エンドユーザの関係会社として本ポリシーの記載にしたがって情報を使用することができます。この場合の東証による承認は、「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って行います。

関係会社に関して契約者又は直接契約エンドユーザは以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 契約者又は直接契約エンドユーザは、関係会社に対し、契約者にあつては「情報提供・使用許諾契約書」又は「情報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」、直接契約エンドユーザにあつては「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」及び本ポリシーに規定する義務及び制限を遵守させる。また、契約者又は直接契約エンドユーザは、関係会社による情報の使用に関し一切の責任を負うものとする。
- (2) 契約者又は直接契約エンドユーザは、契約者及び関係会社にあつては「情報提供・使用許諾契約書」又は「情報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」、直接契約エンドユーザ及び関係会社にあつては「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」及び本ポリシーに規定する義務及び制限を遵守するために必要な関係会社の管理体制を整備する。
- (3) 契約者又は直接契約エンドユーザは関係会社から事前に、契約者にあつては「情報提供・使用許諾契約書」第14条第2項又は「情報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」第17条第2項、直接契約エンドユーザにあつては「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」第14条第2項に規定する調査協力についての書面による同意を得る。
- (4) 監査の結果等により、(2)の管理体制が不十分として東証から指摘を受けた場合、東証と協議の上、必要な変更を行う、又は当該関係会社への情報の提供を中止する。
- (5) 関係会社が「情報提供・使用許諾契約書」、「情報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」若しくは「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」又は本ポリシーに規定する義務及び制限に重大な違反をしている状況において、東証から要請があった場合、契約者又は直接契約エンドユーザは直ちに当該関係会社への情報の提供を中止する。
- (6) 関係会社が出資関係の解消又は東証が承認時に付した条件と相違する事態となった等の理由により、東証が当該会社を関係会社として適当でないと認めた場合には、東証が当該会社を関係会社の登録から抹消し、関係会社として取り扱わないことについて、契約者又は直接契約エンドユーザ及び関係会社はあらかじめ同意する。
- (7) (6)に該当するおそれのある状況となった場合、契約者又は直接契約エンドユーザは東証に対

して速やかにその旨を届出る。

- (8) 直接契約エンドユーザの関係会社に関し、直接契約エンドユーザは、以下の事項を遵守する。
- ①関係会社による情報の使用権限を全面的に管理し、関係会社自身では当該権限の変更をさせないこと
 - ②関係会社に係るリアルタイム個別端末料（当該関係会社が「9 料金表」に記載の定額方式を選択している場合に限る。）、板配信情報フィード受信料及び高速指数情報フィード受信料の支払いを一括して行う。

3.2.3 システム等運用者

契約者若しくは関係会社が情報を使用するにあたって必要なシステム等運用業務の一部を第三者に対して委託等を行う場合又は直接契約エンドユーザ若しくは関係会社がリアルタイム情報を使用する業務の一部を第三者に委託する場合において、システム等運用者として東証に承認されている者は、東証と「情報提供・使用許諾契約書」の締結又は「情報提供・使用許諾に関する申請（API 課金体系適用時）」若しくは「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請」手続きを行うことなく当該受託業務等の遂行に必要として東証が承認した範囲内で情報を使用することができます。この場合の東証による承認は、「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って行います。

システム等運用者に関して契約者又は直接契約エンドユーザは以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 契約者又は直接契約エンドユーザは、システム等運用者に対し、情報の使用は当該システム等運用者が受託する業務等に必要として東証が承認した範囲に限定させる。また、契約者又は直接契約エンドユーザは、システム等運用者による情報の使用に関し一切の責任を負うものとする。
- (2) 契約者又は直接契約エンドユーザは、システム等運用者の情報の使用状況を適切に管理するために必要な管理体制を整備する。
- (3) 契約者又は直接契約エンドユーザはシステム等運用者から事前に「情報提供・使用許諾契約書」第14条第2項、「情報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」第17条2項又は「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」第14条第2項に規定する調査協力についての書面による同意を得る。
- (4) 監査の結果等により、(2)の管理体制が不十分として東証から指摘を受けた場合、東証と協議の上、必要な変更を行う、又は当該システム運用者への情報の提供を中止する。
- (5) システム等運用者が、当該システム等運用者が受託する業務等に必要として東証が承認した範囲を逸脱して情報の使用を行っている状況において、東証から要請があった場合、契約者又は直接契約エンドユーザは直ちに当該システム等運用者への情報の提供を中止する。
- (6) システム等運用者が受託業務の変更等の理由により、東証が当該会社をシステム等運用者として適当でないとして認められた場合には、東証が当該会社をシステム等運用者の登録から抹消し、システム等運用者として取り扱わないことについて、契約者、直接契約エンドユーザ及びシステム

等運用者はあらかじめ同意する。

- (7) (6) に該当するおそれのある状況となった場合、契約者又は直接契約エンドユーザは東証に対して速やかにその旨を届出る。

3.2.4 登録金融商品仲介業者

契約者又は関係会社が金融商品仲介業者に金融商品仲介業にかかる業務を委託する場合において、当該業務の遂行に必要な範囲内で金融商品仲介業者が情報を使用すると東証が承認しているものについて、当該金融商品仲介業者は登録金融商品仲介業者として、東証との「情報提供・使用許諾契約書」の締結又は「情報提供・使用許諾に関する申請（API 課金体系適用時）」の手続きが不要となります。この場合の東証による承認は、「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って行います。

金融商品仲介業者について契約者は以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 契約者は、登録金融商品仲介業者に対し、情報の使用は当該登録金融商品仲介業者が受託する業務に必要な範囲として東証が承認したものに限定させる。また、契約者は、当該登録金融商品仲介業者による情報の使用に関し一切の責任を負うものとする。
- (2) 契約者は、情報の使用を登録金融商品仲介業者が受託する業務に必要な範囲として東証が承認しているものに限定させるために必要な管理体制を整備する。
- (3) 契約者は登録金融商品仲介業者から事前に「情報提供・使用許諾契約書」第14条第2項又は「情報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」第17条2項に規定する調査協力についての書面による同意を得る。
- (4) 監査の結果等により、(2) の管理体制が不十分として東証から指摘を受けた場合、東証と協議の上、必要な変更を行う、又は当該登録金融商品仲介業者への情報の提供を中止する。
- (5) 登録金融商品仲介業者が、契約者から受託する業務に必要な範囲として東証が承認している範囲を逸脱して情報の使用を行っている状況において、東証から要請があった場合、契約者は直ちに当該登録金融商品仲介業者への情報の提供を中止する。
- (6) 東証が承認時に付した条件と相違する事態となった等の理由により、登録金融商品仲介業者に対する情報提供方法等について東証が不相当と認めた場合、東証が当該情報提供方法等に基づく登録金融商品仲介業者を登録金融商品仲介業者の登録から抹消し、登録金融商品仲介業者として取り扱わないことについて契約者及び当該登録金融商品仲介業者はあらかじめ同意する。
- (7) (6) に該当するおそれのある状況となった場合、契約者は東証に対して速やかにその旨を届出る。

3.2.5 TOPIX 情報等配信者

TOPIX 情報等のみを「6.3 エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様」のいずれかの方法により外部配信する者又はこれに準ずる者のうち、東証が承認している者については、「情報提供・使用許諾契約書」の締結をしなくても TOPIX 情報等配信者として TOPIX 情報等の外部配信を行うことができま

す。(ただし、原則として TOPIX 等に関するライセンス契約を締結する必要があります。「3.3 JPX 総研が算出する指数に係るライセンス契約」をご参照ください。) この場合の東証による承認は、当該 TOPIX 情報等配信者に情報を提供する契約者が「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い TOPIX 情報等の外部配信を行う者を登録することにより行います。

TOPIX 情報等配信者に関して、契約者は以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 契約者は、TOPIX 情報等配信者と「情報提供・使用許諾契約書」及び本ポリシーに規定する義務及び制限を遵守する旨を規定した契約を締結する。
- (2) 契約者は TOPIX 情報等配信者から事前に「情報提供・使用許諾契約書」第 14 条第 2 項に規定する調査協力についての書面による同意を得る。
- (3) TOPIX 情報等配信者が「情報提供・使用許諾契約書」及び本ポリシーに規定する義務及び制限に重大な違反をしている状況において、東証から要請があった場合、契約者は直ちに当該 TOPIX 情報等配信者への情報の提供を中止する。
- (4) 登録された TOPIX 情報等配信者が東証が承認時に付した条件と相違する事態となった等の理由により東証が当該会社を TOPIX 情報等配信者として適当でないと認めた場合には、東証が当該会社を TOPIX 情報等配信者の登録から抹消し、TOPIX 情報等配信者として取り扱わないことについて、契約者及び TOPIX 情報等配信者はあらかじめ同意する。
- (5) (4) に該当するおそれのある状況となった場合、契約者は東証に対して速やかにその旨を届出る。

なお、契約者を介さず、東証の相場報道システムに直接接続を行って TOPIX 情報等のみを取得し、当該情報のみを利用する場合には、通常どおり「情報提供・使用許諾契約書」を締結する必要がありますのでご注意ください。

3.2.6 JPX 算出指数情報の終値情報の外部配信

JPX 算出指数情報の終値情報を「6.3 エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様」又は「6.4 2次外部配信業者等向け配信を伴う使用態様」のいずれかの方法に準じた方法により外部配信する者については、「情報提供・使用許諾契約書」の締結をしなくても外部配信を行うことができます。(ただし、原則として JPX 算出指数情報等に関するライセンス契約を締結する必要があります。「3.3 JPX 総研が算出する指数に係るライセンス契約」をご参照ください。)

なお、契約者を介さず、東証の相場報道システムに直接接続を行って JPX 算出指数情報のみを取得し、当該情報のみを利用する場合には、通常どおり「情報提供・使用許諾契約書」を締結する必要がありますのでご注意ください。

3.2.7 インディカティブ NAV 情報算出配信者

契約者から情報を取得し、インディカティブ NAV 情報のみを算出かつ外部配信する者又はこれに

準ずる者のうち、東証が承認している者については、「情報提供・使用許諾契約書」の締結をしなくてもインディカティブ NAV 情報の外部配信を行うことができます。この場合の東証による承認は、当該インディカティブ NAV 情報算出配信者に情報を提供する契約者が「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い、インディカティブ NAV 情報を算出かつ外部配信する者を登録することにより行います。

インディカティブ NAV 情報算出配信者に関して、契約者は以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 契約者は、インディカティブ NAV 情報算出配信者と「情報提供・使用許諾契約書」及び本ポリシーに規定する義務及び制限を遵守する旨を規定した契約を締結する。
- (2) 契約者はインディカティブ NAV 情報算出配信者から事前に「情報提供・使用許諾契約書」第14条第2項に規定する調査協力についての書面による同意を得る。
- (3) インディカティブ NAV 情報算出配信者が「情報提供・使用許諾契約書」及び本ポリシーに規定する義務及び制限に重大な違反をしている状況において、東証から要請があった場合、契約者は直ちに当該インディカティブ NAV 情報算出配信者への情報の提供を中止する。
- (4) 登録されたインディカティブ NAV 情報算出配信者が、東証が承認時に付した条件と相違する事態となった等の理由により東証が当該会社をインディカティブ NAV 情報算出配信者として適当でないと認めた場合には、東証が当該会社をインディカティブ NAV 情報算出配信者の登録から抹消し、インディカティブ NAV 情報算出配信者として取り扱わないことについて、契約者及びインディカティブ NAV 情報算出配信者はあらかじめ同意する。
- (5) (4) に該当するおそれのある状況となった場合、契約者は東証に対して速やかにその旨を届出る。

3.2.8 登録新聞社

契約者から情報を取得し、自己の発行する新聞紙面（東証が情報の掲載頻度、提供態様、表示方法等に鑑み新聞紙面に類すると認めた媒体を含みます。以下同じ。）のみに掲載する新聞社又はこれに準ずる者のうち東証が承認している者は、登録新聞社として東証との「情報提供・使用許諾契約書」の締結をしなくとも、その発行する新聞紙面に情報を掲載することができます。この場合の東証による承認は、当該新聞社に情報を提供する契約者が「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い当該新聞社を登録することにより行います。

登録新聞社に関して契約者は以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 契約者は、登録新聞社による情報の使用は新聞紙面への掲載に限定する旨を規定した契約を登録新聞社と締結する。
- (2) 契約者は、登録新聞社による情報の使用が紙以外の媒体による場合には、登録新聞社から以下の事項を遵守することについての書面による同意を得る。
 - ①登録新聞社の顧客による情報の外部配信の禁止を当該媒体上又は顧客との間の契約におい

て明記すること

②登録新聞社の顧客が提供された情報の編集・加工ができないこと

③インターネット等を通じた不特定多数への提供を行わないこと

- (3) 契約者は登録新聞社から事前に「情報提供・使用許諾契約書」第14条第2項に規定する調査協力についての書面による同意を得る。
- (4) 登録新聞社が新聞紙面への掲載以外の情報の使用を行っている状況において、東証から要請があった場合、契約者は直ちに当該登録新聞社への情報の提供を中止する。
- (5) 登録された登録新聞社が東証が承認時に付した条件と相違する事態となった等の理由により東証が当該会社を登録新聞社として適当でないと認めた場合には、東証が当該会社を登録新聞社の登録から抹消し、登録新聞社として取り扱わないことについて、契約者及び登録新聞社はあらかじめ同意する。
- (6) (5)に該当するおそれのある状況となった場合、契約者は東証に対して速やかにその旨を届出る。

3.2.9 インターネット上のリンク

サービス提供会社が「6.3.2 オープン型端末サービス」によりインターネット上で情報の提供を行っているサービスを第三者がリンク等によって当該第三者のウェブサイトに表示する場合、以下の要件を満たせば当該第三者が東証と「情報提供・使用許諾契約書」を締結する又は「情報提供・使用許諾に関する申請（API 課金体系適用時）」を行い、東証から承認を得る必要はありません。（ただし、リンクの可否等については各サービス提供会社が判断します。また、当該第三者のウェブサイトにはTOPIX等のJ P X総研が算出する指数の名称を記載する場合、原則として、当該指数に係るライセンス契約が必要になります。「3.3 J P X総研が算出する指数に係るライセンス契約」をご参照ください。）なお、東証は当該第三者のウェブサイトの表示方法が以下の要件を満たしているかどうかの最終的な判断を行う権利を留保します。

- (1) サービス提供会社の登録ウェブサイトの全部又は一部を、改変を行わずに表示している。（一部を表示する場合は、登録ウェブサイトが複数フレームに分割して表示されており、そのうちの1フレームをすべて表示する場合に限る）
- (2) (1)により表示している部分にサービス提供会社の名称、ブランド、サービス名等が明記されており、サービス提供会社の登録ウェブサイトへのリンクであることが明確である。
- (3) (1)により表示される部分はサービス提供会社（システム等運用者を含む。）の所有するサーバから配信されており、配信内容は当該サービス提供会社によって管理されている。
- (4) (1)により表示される部分の表示方法についてサービス提供会社がウェブサイトに表示を行う第三者の要望等に基づく変更等を行っていない。

「6.3.2 オープン型端末サービス」により提供されるリアルタイム情報については、上記のリンク等によって第三者のウェブサイトに表示することはできず、外部リンクのみ認められます（この場合、

東証の承認は必要ありません)。

なお、サービス提供会社が「6.3.1 会員制端末サービス」によりインターネット上で情報の提供を行っているサービスを第三者がリンク等によって表示する場合、東証の事前の承認が必要となります。

3.3 JPX 総研が算出する指数に係るライセンス契約

TOPIX 等の指数値及び標章又は商標は、JPX 総研又は東証の知的財産であり、TOPIX 等の算出、指数値の公表、利用など TOPIX 等に関するすべての権利・ノウハウ及び TOPIX 等に係る標章又は商標に関するすべての権利は JPX 総研又は東証が有します。

TOPIX 等を外部配信する場合、または、TOPIX 等の名称を使用する場合、「情報提供・使用許諾契約書」又は「情報提供・使用許諾約款 (API 課金体系適用時)」とは別に、原則として当該指数に係るライセンス契約を締結する必要がありますので、必要なお手続きについては、「1.3 本文書に関する照会」までお問い合わせください。

「JPX 日経インデックス 400 等」に関する権利は、JPX 総研及び株式会社日本経済新聞社に帰属しており、「JPX 日経インデックス 400 等」を外部へ再配信する場合は、原則として JPX 総研及び株式会社日本経済新聞社と「JPX 日経インデックス 400 等」に係るライセンス契約を締結する必要があります。必要なお手続きについては、「1.3 本文書に関する照会」までお問い合わせください。

4 本ポリシーに関連する手続き

4.1 契約者情報の登録等

契約者が使用する情報、使用態様等の必要事項の登録申請及び解約申請並びにエンドユーザによる「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請」及び解約申請の手続きは、原則として、「相場情報契約システム」(東証が「相場情報契約システム」に準ずるものとして指定するシステムを含みます。以下同じ。)から申請していただいたものを東証が承認することによって有効となります。(ただし、やむをえない場合は、東証が別途定める様式(「契約者情報登録フォーム」又は「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請書」)の書面提出による方法及び書面による解約申請も可能とします。)相場情報契約システムからの申請に当たっては「4.3 相場情報契約システムの利用条件」に従っていただきます。

既登録の事項の変更を行う場合には、変更の申出を頂いてから、通常、1ヶ月以内に東証から承認のご連絡を差し上げます。なお、申請事項について東証から照会をさせていただく場合や、申請内容によっては承認を行わない場合がありますのでご了承ください。

4.2 手続きに関する連絡先

必要事項の登録方法等についてのお問合せ及び上記「4.1 契約者情報の登録等」記載の手続き以外の各種書面による通知の送付先などはこちらとなります。なお、上記「4.1 契約者情報の登録等」の手続きについ

て、東証が別途定める様式（「契約者情報登録フォーム」又は「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請書」）の書面提出による方法を選択した場合は、該当事項の記載があるページのみ（変更の場合は変更されるページのみ）を下記にご郵送ください。

手続きに関する連絡先

〒103-8220 東京都中央区日本橋兜町2-1

(株)JPX総研 クライアントサービス部(事務委託先)

email: mains-user@jpx.co.jp

電話：050-3377-7859

4.3 相場情報契約システムの利用条件

- (1) 東証は、契約者、直接契約エンドユーザ、「情報提供・使用許諾契約」の締結希望者または「情報提供・使用許諾に関する申請（API課金体系適用時）」若しくは「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請」の申請者（以下「契約手続者」といいます。）に対して、東証所定の手続きに従って相場情報契約システムにアクセスを行うためのID・パスワード等（以下「ログイン情報」といいます。）を発行します。当該ログイン情報の譲渡、共有、転貸等を行うことはできません。
- (2) 契約手続者が相場情報契約システムを利用するために必要な通信回線、接続機器、ソフトウェア等は、契約手続者の費用負担において準備するものとします。
- (3) 「情報提供・使用許諾契約」の解約、不成立または「情報提供・使用許諾に関する申請（API課金体系適用時）」若しくは「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請」の不受理若しくは解約申請の受理等の理由により、東証が合理的に必要と認めた場合は、契約手続者の同意を得ることなく、ログイン情報を抹消することができるものとします。
- (4) 契約手続者は必要に応じて複数のログイン情報を設定することができます（東証が「相場情報契約システム」に準ずるものとして指定するシステムは除く。）。ただし、この場合、各ログイン情報に付与する権限の設定及び不要となったログイン情報の削除はすべて契約手続者の責任により行ってください。契約手続者が設定したログイン情報でログインが行われて登録された事項はすべて当該契約手続者による正式な申請事項とみなします。
- (5) ログイン情報は契約手続者の責任において厳重に管理してください。ログイン情報の遺漏等により生じた結果につき、東証は一切の責任を負いません。
- (6) 契約者が使用する情報、使用態様等の必要事項の登録申請及びエンドユーザによる「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請」につきましては、契約手続者が相場情報契約システムに申請した事項は、東証が相場情報契約システムを通じて申請内容を承認した旨を契約手続者に対して通知した時点で契約手続者と東証の間の同意事項として有効に成立したものとします。
- (7) 東証は相場情報契約システムに登録された個人情報と厳重に管理し、契約事務手続きのために利用するほか、東証、株式会社日本取引所グループ、株式会社大阪取引所、株式会社東京商品取引所、JPX総研及び株式会社日本証券クリアリング機構（以下これらを総称して「JPXグループ」と

います。)のサービスに関するアンケート調査や JPX グループからの商品情報などのご紹介に利用させていただくことがあります。また、上述以外の目的では第三者に提供しません。なお、契約手続者が情報提供元または情報提供先として登録した契約者または直接契約エンドユーザに対して、東証が当該契約手続者の連絡先や取得情報等の契約手続き上必要な情報を提供することを契約手続者はあらかじめ同意することとします。

5 情報の取得

5.1 契約者による情報の取得

5.1.1 東証相場報道システムへの直接接続（直接使用）

東証相場報道システムに直接接続を行うためには J P X 総研が提供するネットワークを経由して接続する必要があります。直接使用にあたっては当該ネットワークへの接続申請書をご提出いただく（コロケーションサービスサポートプロバイダーの提供する環境を経由して接続する場合には、当該コロケーションサービスサポートプロバイダーが接続に係る手続きを行います。）とともに、「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い必要事項をご登録ください。

直接使用に際しては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) J P X 総研が提供するネットワークに係る接続申請書の記載事項について変更が生じる場合には、予め所定の方法により届出るものとする。
- (2) 登録手続き時に情報提供開始日、利用中止日が予定又は未定の場合、確定した時点で速やかに東証に「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い届出るものとする。
- (3) 回線接続にあたって必要となる回線業者との手続きについて東証又は J P X 総研の指示に従う。
- (4) 接続開始日から 6 ヶ月を経過した日又は情報提供開始日のいずれか早く到来した日以降、当該情報提供回線に係る東証の定める料金を支払う。
- (5) 新規に回線を接続するに際し、既存の回線をバックアップとして利用する場合、当該既存回線につき、新設回線のバックアップとしての利用開始日から 6 ヶ月を経過した日以降、当該既存回線に係る東証の定める料金を支払う。
- (6) 登録された回線の接続先システムによる情報提供を東証が中止する場合、東証の定める提供中止の日までに当該回線の利用を中止する。
- (7) 登録された回線に係る変更又は利用中止にあたっては、登録された 2 次外部配信業者等への情報提供が中断するなどの影響が一切ないことを確認する。
- (8) FLEX システムへの接続を行う場合、2 回線を接続する。やむをえない事情により 1 回線みの接続とする場合は下記①及び②を遵守する。
 - ① 契約者が接続する 1 回線において、又は当該 1 回線に情報を出力する東証又は J P X 総研のシステムにおいて障害等が発生した際には、契約者において情報の受信に支障が生じるまたは受信不可能となる場合があることを、契約者は予め了解しておくものとする。
 - ② ①の状況において契約者の顧客等への情報提供に支障等が生じたとしても東証及び J P X 総研は何ら責任を持たないことを契約者は予め認識しておくとともに、万一、本件により契約者の顧客等において生ずる費用及び損害等について当該契約者の顧客等が東証及び J P X 総研に対して補償又は損害賠償等を求めた時には、契約者がその補償又は損害賠償等の責めに任じるものとする。

5.1.2 サービス提供会社等からの取得（間接使用）

サービス提供会社から情報を取得する場合、「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い情報取得元等の必要事項を登録する必要があります。なお、この場合の契約料、外部配信基本料等はサービス提供会社の利用回線に従うものがあります。（詳細は「9. 料金表」をご覧ください。）

間接使用に際しては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 東証が別に承認する場合を除き、テスト接続開始日から1ヶ月を経過した日又は情報提供開始日のいずれか早く到来した日以降、東証の定める料金を支払う。
- (2) 情報取得元等の変更にあたっては、登録された2次外部配信業者等への情報提供が中断するなどの影響が一切ないことを確認する。

5.1.3 相場情報提供用 API 環境への直接接続（直接使用（API 課金体系））

相場情報提供用 API 環境を通じて情報を取得する場合、「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い必要事項をご登録ください。

直接使用（API 課金体系）に際しては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 登録手続き時に情報提供開始日、利用中止日が予定又は未定の場合、確定した時点で速やかに東証に「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い届出のものとする。
- (2) 接続開始日から1ヶ月を経過した日又は情報提供開始日のいずれか早く到来した日以降、東証の定める料金を支払う。
- (3) 相場情報提供用 API 環境による情報提供を東証が中止する場合、東証の定める提供中止の日までに相場情報提供用 API 環境に接続するための利用 ID 等の利用を中止する。
- (4) 下記①及び②を遵守する。
 - ① 東証又は J P X 総研のシステムにおいて障害等が発生した際には、契約者において情報の受信に支障が生じるまたは受信不可能となる場合があることを、契約者は予め了解しておくものとする。
 - ② ①の状況において契約者の顧客等への情報提供に支障等が生じたとしても東証及び J P X 総研は何ら責任を持たないことを契約者は予め認識しておくとともに、万一、本件により契約者の顧客等において生ずる費用及び損害等について当該契約者の顧客等が東証及び J P X 総研に対して補償又は損害賠償等を求めた時には、契約者がその補償又は損害賠償等の責めに任じるものとする。

5.1.4 テスト接続について

情報を使用した業務の開始前にシステム開発及びテストを目的として情報を取得する場合、下記の期間を限度としてテスト接続中の「情報提供・使用許諾契約書」又は「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」に基づく料金は発生しません。

- (1) 直接使用の場合
東証相場報道システムへの接続開始日後6か月間
- (2) 間接使用の場合

サービス提供会社とのテスト接続開始日後 1 か月間。やむをえない事情によりこの期間内にテストが完了しない場合は東証にご相談ください。

(3) 直接契約エンドユーザの場合

サービス提供会社とのテスト接続開始日後 1 か月間。なお、この期間内は、サービス提供会社への端末台数報告は不要です。やむをえない事情によりこの期間内にテストが完了しない場合は東証にご相談ください。

(4) 直接使用（API 課金体系）の場合

相場情報提供用 API 環境に接続するための利用 ID 等付与後 1 か月間。やむをえない事情によりこの期間内にテストが完了しない場合は東証にご相談ください。

5.2 許諾を受ける情報の登録

契約者又は関係会社は「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い許諾を受ける情報として必要事項を登録した情報のみを使用することができます。なお、東証は 3 ヶ月前までに契約者に対して書面又は電磁的方法による通知を行うことにより、登録された情報の提供中止を行うことができることとします。

5.3 直接契約エンドユーザによる情報の取得

直接契約エンドユーザは、「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い、情報取得元となるサービス提供会社の名称や提供を受ける情報等の必要事項を申請する必要があります。「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」に基づく料金はサービス提供会社から情報提供を受ける日（複数のサービス提供会社から受ける場合は最も早い日、テスト接続期間は除く）から発生します。

6 使用態様

6.1 使用態様について

契約者、直接契約エンドユーザ又は関係会社は原則として本ポリシー記載の使用態様においてのみ情報を使用することができます。(ただし、「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い使用態様を事前に登録する必要があります。) 例外的に本ポリシーに記載のない使用態様において情報を使用する場合は、東証の事前の書面による承認が必要となります。すでに「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従い登録されている使用態様の範囲内で新しいサービスを提供する場合には、東証の事前承認は不要ですが、東証は契約者の使用態様が本ポリシー記載の使用態様に合致するかどうかの最終的な判断を行う権利を留保します。

なお、「情報提供・使用許諾契約」を締結していない契約者は、「6.2 外部配信を伴わない使用態様」及び「6.3 エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様」(「6.3.7 テレビ放送型サービス」を除く。)でのみ、情報を使用することができます。

6.2 外部配信を伴わない使用態様

6.2.1 社内業務使用

以下のすべてに該当する使用態様をいいます。

- a. 契約者又は関係会社が、自己のディーリング業務やポートフォリオ分析等を目的として内部で情報を使用し、外部配信を行わない(顧客注文の処理に当たって情報を社内で使用する行為などを含む)。
- b. 直接使用又は直接使用(API 課金体系)からの情報を使用している。

社内業務使用にあたっては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 契約者又は関係会社以外の第三者に情報を使用させない。
- (2) 契約者又は関係会社以外の第三者に情報が使用されないよう、適切な管理を行う。
- (3) 契約者又は関係会社以外の第三者によって継続的に情報が使用されている等の状況において、情報の管理方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行う。
- (4) リアルタイム情報へのアクセス権の管理は端末単位又は個人単位でのユーザ ID・パスワードの付与その他東証の承認を受けた同種の方法により行う。
- (5) アクセス権の設定された端末又はユーザ ID・パスワードその他東証の承認を受けた同種の方法によりログイン管理された端末以外でリアルタイム情報を使用しない。
- (6) 「7.2.1 ID 数に基づく計算」に記載の方法による報告ができる場合を除き同一アクセス権による同時複数ログインを行わせない。
- (7) リアルタイム情報へのアクセス権の設定状況を正確に東証に報告できるよう、適切な管理体制を整える。
- (8) サービス提供会社から提供されるプラットフォーム又はアプリケーション等を用いる場合には、当該サービス提供会社経由の情報を使用しない。

6.2.2 直接契約エンドユーザーによる使用

直接契約エンドユーザー又は関係会社がサービス提供会社から「3.1.4 直接契約エンドユーザー」の(1)から(3)のいずれかの形態により取得した情報を外部配信を行わずに使用する場合の使用態様をいいます。直接契約エンドユーザー及び関係会社は、情報の使用にあたり、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 直接契約エンドユーザー又は関係会社以外の第三者に情報を使用させない。
- (2) 直接契約エンドユーザー又は関係会社以外の第三者に情報が使用されないよう、適切な管理を行う。
- (3) 直接契約エンドユーザー又は関係会社以外の第三者によって継続的に情報が使用されている等の状況において、情報の管理方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行う。
- (4) 「3.1.4 直接契約エンドユーザー」の(1)に定める要件に該当する直接契約エンドユーザー又は関係会社の場合、以下の事項を遵守する。
 - ① リアルタイム情報へのアクセス権の管理は端末単位又は個人単位でのユーザーID・パスワードの付与その他東証の承認を受けた同種の方法により行う。
 - ② アクセス権の設定された端末又はユーザーID・パスワードその他東証の承認を受けた同種の方法によりログイン管理された端末以外でリアルタイム情報を使用しない。
 - ③ 「7.2.1 ID数に基づく計算」に記載の方法による報告ができる場合を除き同一アクセス権による同時複数ログインを行わせない。
 - ④ リアルタイム情報へのアクセス権の設定状況を正確に東証又は情報提供元のサービス提供会社に報告できるよう、適切な管理体制を整える。

6.3 エンドユーザー向け配信等を伴う使用態様

6.3.1 会員制端末サービス

以下のすべてに該当するものをいいます。

- a. サービス提供会社がサービス利用顧客のパーソナルコンピュータ、携帯端末等に情報をサービス提供会社所定の様式により画面表示する。
- b. サービス利用顧客のみが情報を受けることができる。(トライアル等の目的のために必要として東証が事前に承認した場合を除く)
- c. サービス提供会社がサービス利用顧客の住所、氏名を把握することができる。

会員制端末サービスを行うに際しては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) サービス提供契約において以下の事項を定める。
 - ① 情報の外部配信の禁止
 - ② 「情報提供・使用許諾契約書」第14条第2項又は「情報提供・使用許諾約款(API課金体系適用時)」第17条第2項に規定する調査協力についての同意及びその調査のためサービス

利用顧客に係る個人情報を東証に提供することがあることについての同意

- ③ 「情報提供・使用許諾契約書」第11条又は「情報提供・使用許諾約款（API課金体系適用時）」第14条に規定する免責についての同意
 - ④ 上記①又は②に違反したサービス利用顧客に対して適切な処置をとるために必要な事項（当該サービス利用顧客に対する情報の提供中止にかかる事項等。）
- (2) 上記(1)①又は②に違反したサービス利用顧客には、その解消のために直ちに必要な対応を行う。
- (3) サービス利用顧客以外の第三者が情報の取得をした場合には、直ちに中止を求める等の対応を行う。
- (4) 本サービスからの情報が「情報提供・使用許諾契約」若しくは「情報提供・使用許諾約款（API課金体系適用時）」または本ポリシーに反する形態で使用されている場合において、情報の提供方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行う。
- (5) サービス提供会社の名称、ブランド名、サービス名等を画面上に表示することにより、サービス提供会社がサービス主体であることを明確にする。
- (6) 東証から、情報の使用状況の確認等のため、データ処理方法の説明、サービス提供契約の写し、サービスへのアクセス権又は提供画面の提示等を求められた場合には、これに速やかに応じる。
- (7) 遅延情報又は終値情報を提供する場合は、情報の発生時間を画面上に表示する、又は提供されている情報は発生から20分以上遅延されている旨をサービス利用顧客に明示し周知する。
- (8) リアルタイム情報を提供する場合、以下の事項を遵守する。
- ① サービス提供会社又はサービス利用顧客がリアルタイム情報へのアクセス権を設定することによって「7.台数報告等」に定める台数報告のために必要なリアルタイム情報の使用状況を把握・管理できる場合のみ、リアルタイム情報の提供を行う。
 - ② リアルタイム情報へのアクセス権の管理は端末単位又は個人単位でのユーザID・パスワードの付与その他東証の承認を受けた同種の方法により行う。
 - ③ アクセス権の設定された端末又はユーザID・パスワードその他東証の承認を受けた同種の方法によりログイン管理された端末以外でリアルタイム情報を使用させない。
 - ④ 「7.2.1 ID数に基づく計算」に記載の方法による報告ができる場合を除き、同一アクセス権を利用した同時複数アクセスを行わせない。
 - ⑤ (1)に定める事項に加えサービス提供契約に以下の事項を定める。
 - (i) ユーザID・パスワード等のアクセス権の共有、譲渡又は転貸等の禁止
 - (ii) 上記(i)に違反したサービス利用顧客に対して適切な処置をとるために必要な事項（当該サービス利用顧客に対する情報の提供中止にかかる事項等。）
 - ⑥ ⑤(i)に違反する態様で使用された場合には、その解消のために直ちに必要な対応を行う。
 - ⑦ サービス利用顧客がリアルタイム情報へのアクセス権の設定状況の管理を行う場合は、以下の事項を遵守する。

- (i) (1) に定める事項に加え、サービス提供契約において以下の事項を定める。
 - (a) サービス利用顧客がアクセス権の設定状況の把握・管理を行うために必要な管理体制についてサービス提供会社から事前に承認を得ること
 - (b) アクセス権の設定・変更履歴等、本サービスの利用状況を確認するために必要な事項について最低3年間保存し、サービス提供会社又は東証の求めに応じて提供すること
 - (c) 上記(a)又は(b)に違反したサービス利用顧客に対して適切な処置をとるために必要な事項（当該サービス利用顧客に対する情報の提供中止にかかる事項等。）
 - (ii) サービス利用顧客の管理体制が「情報提供・使用許諾契約書」及び本ポリシーの記載事項を遵守するために不適当な場合、当該管理体制の承認を行わない。
 - (iii) サービス利用顧客の不適切な管理体制等によって「情報提供・使用許諾契約書」又は本ポリシーに反する事態が生じた場合には、「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」に従いサービス利用顧客が東証に対する契約の相手方当事者となった場合を除き、契約者が東証に対して一切の責を負う。
- ⑧ 「3.1.4 直接契約エンドユーザ」の(1)から(3)までのいずれかの要件に該当するエンドユーザ又は関係会社に情報提供を行う場合、以下の事項を遵守する。
- (i) 当該エンドユーザ又は関係会社が東証から必要な承認を受けていることを事前に東証に確認する。
 - (ii) 当該エンドユーザ又は関係会社に対する使用許諾の取消し等の理由により当該エンドユーザに対する情報提供の中止を東証が求めた場合、速やかに情報提供を中止する。
 - (iii) 上記(ii)についてサービス提供契約に定める。
- (9) リアルタイムの現在値情報のみを提供するサービスを行う場合（6.3.2 に定める事項を遵守する場合に限る。）には、6.3.2 (1) に定める申込書を提出し東証の承認を得たうえで、当該サービスを「6.3.2 オープン型端末サービス」とみなすことができる。

6.3.2 オープン型端末サービス

サービス提供会社がインターネット等を通じて不特定多数の使用者のパーソナルコンピュータ、携帯端末等に情報をサービス提供会社所定の様式により表示するサービスのうち、「6.3.7 テレビ放送型サービス」に該当しないものをいいます。

オープン型端末サービスの提供にあたっては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 東証が定める申込書を提出し東証の承認を得た場合を除き、リアルタイム情報の提供は行わない。
- (2) 情報の外部配信の禁止を画面表示する。
- (3) 一画面当たり50銘柄又は50件を超える情報の表示を行わない。また、情報を表計算ソフトウェア等で使用できるファイル形式でダウンロードできる機能を提供しない。
- (4) 本サービスからの情報が「情報提供・使用許諾契約」若しくは「情報提供・使用許諾約款（API課金体系適用時）」または本ポリシーに反する形態で使用されている場合において、情報の提供方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行

う。

- (5) サービス提供会社の名称、ブランド名、サービス名等を画面上に表示することにより、サービス提供会社がサービス主体であることを明確にするとともに、情報の表示にあたっては、第三者がサービス提供会社の表示する情報の全部又は一部を使用して、当該第三者による情報提供がなされていると使用者に誤認させることが困難となるよう、合理的な努力を行う。
- (6) インターネット上のウェブサイトを通じて情報の提供を行う場合は、登録ウェブサイトにおいてのみ情報の提供を行う。
- (7) 遅延情報又は終値情報を提供する場合は、情報の発生時間を画面上に表示する、又は提供されている情報は発生から 20 分以上遅延されている旨をサービス利用顧客に明示し周知する。
- (8) 遅延情報又は終値情報を提供する場合であって、第三者から登録ウェブサイトの全部又は一部をリンク等により当該第三者のウェブサイトに表示する旨の連絡を受けたときには、「3.2.9 インターネット上のリンク」の要件を満たすことを当該第三者に求める。また、第三者のウェブサイト上において、登録ウェブサイトに表示される情報のうちチャート等の一部の情報のみが抽出、表示されるなど登録ウェブサイトへのリンクであることが明確でない形態での表示がされた場合には、直ちに当該第三者に対し登録ウェブサイトへのリンクであることが明確となる形態での表示をすること又は当該情報の表示の中止を求める。
- (9) (1) に規定する東証の承認を得て、リアルタイム情報を提供する場合、以下の事項を遵守する。
 - ① リアルタイム情報として提供する情報は、現在値情報に限る。
 - ② 同一画面上でリアルタイム情報及び遅延情報又は終値情報を提供する場合は、情報の発生時間（リアルタイムでの配信である旨を含む。）を画面上に表示する。
 - ③ サービス提供会社以外の第三者が、現在値情報を利用するアプリケーションを作成及び公開することが困難となるよう、合理的な努力を行う。ただし、サービス提供会社が運営するウェブサイト内においてのみ利用できるアプリケーションについては、この限りでない。
 - ④ 5 秒以上の間隔で一定時点の情報を配信する。
 - ⑤ 情報の商用利用の禁止を画面表示する。
- (10) 「JPX 日経インデックス 400 等」は、リアルタイムでの配信は行わない。

6.3.3 エンドユーザー向けデータフィード

以下のすべてに該当するものをいいます。

- a. サービス提供会社がサービス利用顧客に回線を通じて情報の提供を行っている。
- b. サービス利用顧客の端末等における表示方法の様式をサービス提供会社が定めていない。
- c. サービス利用顧客による情報の外部配信が禁止されている。

エンドユーザー向けデータフィードを行うに際しては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) サービス提供契約に下記の事項を定める。
 - ① 情報の外部配信の禁止
 - ② 「情報提供・使用許諾契約書」第 14 条第 2 項又は「情報提供・使用許諾約款（API 課金体

- 系適用時)」第17条第2項に規定する調査協力についての同意及びその調査のためサービス利用顧客に係る個人情報を東証に提供することがあることについての同意
- ③ 「情報提供・使用許諾契約書」第11条又は「情報提供・使用許諾約款（API課金体系適用時）」第14条に規定する免責についての同意
 - ④ 上記①又は②に違反したサービス利用顧客に対して適切な処置をとるために必要な事項（当該サービス利用顧客に対する情報の提供中止にかかる事項等。）
- (2) 上記(1)①または②に違反したサービス利用顧客には、その解消のために直ちに必要な対応を行う。
- (3) サービス利用顧客以外の第三者が情報の取得をした場合、直ちに中止を求める等の対応を行う。
- (4) 本サービスからの情報が「情報提供・使用許諾契約」若しくは「情報提供・使用許諾約款（API課金体系適用時）」または本ポリシーに反する形態で使用されている場合において、情報の提供方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行う。
- (5) 東証から、情報の使用状況の確認等のため、サービス提供契約の写し、データ処理方法の説明等を求められた場合には、これに速やかに応じる。
- (6) リアルタイム情報を提供する場合、以下の事項を遵守する。
- ① サービス提供会社又はサービス利用顧客がリアルタイム情報へのアクセス権を設定することによって「7.台数報告等」に定める台数報告のために必要なリアルタイム情報の使用状況を把握・管理できる場合のみ、リアルタイム情報の提供を行う。
 - ② リアルタイム情報へのアクセス権の管理は端末単位又は個人単位でのユーザID・パスワードの付与その他東証の承認を受けた同種の方法により行う。
 - ③ アクセス権の設定された端末又はユーザID・パスワードその他東証の承認を受けた同種の方法によりログイン管理された端末以外でリアルタイム情報を使用させない。
 - ④ 「7.2.1 ID数に基づく計算」に記載の方法による報告ができる場合を除き、同一アクセス権による同時複数ログインを行わせない。
 - ⑤ (1)に定める事項に加えサービス提供契約に以下の事項を定める。
 - (i) ユーザID・パスワード等のアクセス権の共有、譲渡又は転貸等の禁止
 - (ii) 上記(i)に違反したサービス利用顧客に対して適切な処置をとるために必要な事項（当該サービス利用顧客に対する情報の提供中止にかかる事項等。）
 - ⑥ ⑤(i)に違反する態様で使用された場合には、その解消のために直ちに必要な対応を行う。
 - ⑦ サービス利用顧客がリアルタイム情報の使用状況の把握・管理を行う場合は、以下の事項を遵守する。
 - (i) (1)及び(6)⑤に定める事項に加え、サービス提供契約において以下の事項を定める。
 - (a) サービス利用顧客がリアルタイム情報の使用状況を把握・管理を行うための管理体制についてサービス提供会社から事前に承認を得ること
 - (b) アクセス権の設定・変更履歴等、リアルタイム情報の使用状況を確認するために必要

な事項について最低3年間保存し、サービス提供会社又は東証の求めに応じて提供すること

- (c) 上記(a)又は(b)に違反したサービス利用顧客に対して適切な処置をとるために必要な事項（当該サービス利用顧客に対する情報の提供中止にかかる事項等。）
 - (ii) サービス利用顧客の管理体制が「情報提供・使用許諾契約書」及び本ポリシーの記載事項を遵守するために不適当な場合には、当該管理体制の承認を行わない。
 - (iii) サービス利用顧客の不適切な管理体制等によって「情報提供・使用許諾契約書」又は本ポリシーに反する事態が生じた場合は、「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」に従いサービス利用顧客が東証に対する契約の相手方当事者となった場合を除き、契約者が東証に対しての一切の責を負う。
- ⑧ 「3.1.4 直接契約エンドユーザ」の（1）から（3）までのいずれかの要件に該当するエンドユーザ又は関係会社に情報提供を行う場合、以下の事項を遵守する。
- (i) 当該エンドユーザ又は関係会社が東証から必要な承認を受けていることを事前に東証に確認する。
 - (ii) 当該エンドユーザ又は関係会社に対する使用許諾の取消し等の理由により当該エンドユーザに対する情報提供の中止を東証が求めた場合、速やかに情報提供を中止する。
 - (iii) 上記(ii)についてサービス提供契約に定める。

6.3.4 磁気媒体による提供サービス

サービス提供会社が蓄積した情報を CD-ROM 等の磁気媒体に収録し顧客等に提供するものをいいます。

磁気媒体による提供サービスを行うにあたっては、以下の事項を遵守する必要があります。

- （1）提供する磁気媒体について第三者への再使用許諾、譲渡、転売、貸与を禁止する。
- （2）提供する磁気媒体に収録されている情報の外部配信を禁止する。
- （3）本サービスからの情報が「情報提供・使用許諾契約」若しくは「情報提供・使用許諾約款（API課金体系適用時）」または本ポリシーに反する形態で使用されている場合において、情報の提供方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行う。
- （4）（1）又は（2）に違反する行為が行われた場合には、直ちに当該行為の中止を求める等の対応を行う。

6.3.5 音声サービス

サービス提供会社が情報を電話等を通じて音声情報として使用者に提供するものうち、「6.3.8 ラジオ放送型サービス」に該当しないものをいいます。

音声サービスを行うにあたっては、以下の事項を遵守する必要があります。

- （1）情報の外部配信の禁止を使用者に周知する。
- （2）本サービスからの情報が「情報提供・使用許諾契約」若しくは「情報提供・使用許諾約款（API

課金体系適用時)」または本ポリシーに反する形態で使用されている場合において、情報の提供方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行う。

- (3) 本サービスを第三者が提供しているとの誤解を生じさせないよう、サービス提供会社がサービス主体である旨を周知する。

6.3.6 株価表示ボードサービス

以下のすべてに該当するものをいいます。

- a. 不特定多数による閲覧を目的としてサービス提供会社の配信する情報の表示を行う専用機器をサービス利用顧客の店頭等に設置する。
- b. 閲覧者が表示される情報を選択できない。
- c. 専用機器への情報の配信状況及び設置台数をサービス提供会社が管理できる。

株価表示ボードサービスを行うに際しては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) サービス提供契約において以下の事項を定める。
- ① 配信される情報をサービス提供会社の指定する専用表示端末に表示する以外の目的に使用する行為の禁止
 - ② 「情報提供・使用許諾契約書」第14条第2項又は「情報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」第17条第2項に規定する調査協力についての同意及びその調査のためサービス利用顧客に係る個人情報を東証に提供することがあることについての同意
 - ③ 「情報提供・使用許諾契約書」第11条又は「情報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」第14条に規定する免責についての同意
 - ④ 上記①又は②に違反したサービス利用顧客に対して適切な処置をとるために必要な事項（当該サービス利用顧客に対する情報の提供中止にかかる事項等。）
- (2) 上記（1）①又は②に違反したサービス利用顧客には、その解消のために直ちに必要な対応を行う。
- (3) 本サービスからの情報が「情報提供・使用許諾契約」若しくは「情報提供・使用許諾約款（API 課金体系適用時）」または本ポリシーに反する形態で使用されている場合において、情報の提供方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行う。
- (4) 東証から、情報の使用状況の確認等のため、データ処理方法の説明、サービス提供契約の写し、又は表示画面の提示等を求められた場合には、これに速やかに応じる。

6.3.7 テレビ放送型サービス

以下のすべてに該当するものをいいます。

- a. サービス提供会社がテレビ等を通じて不特定多数の視聴者に対して情報の表示を行う
- b. 表示される情報を視聴者が双方向通信等により主体的に選択することが不可能である。
- c. 表示される情報が数値データとしてパーソナルコンピュータ等で使用できない。

テレビ放送型サービスを行うにあたっては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 一画面当たり 50 銘柄又は 50 件を超える情報の表示を行わない。
- (2) 遅延情報又は終値情報を提供する場合は、情報の発生時間を画面上に表示する、又は提供されている情報は発生から 20 分以上遅延されている旨を使用者に明示し周知する。
- (3) 本サービスからの情報が「情報提供・使用許諾契約」または本ポリシーに反する形態で使用されている場合において、情報の提供方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行う。
- (4) 第三者による情報提供であると視聴者に誤認されないよう、画面上においてサービス名を表示する等、サービス提供会社がサービス主体であることを明確にする。

6.3.8 ラジオ放送型サービス

以下のすべてに該当するものをいいます。

- a. サービス提供会社がラジオ等を通じて不特定多数の聴取者に対して情報の音声による提供を行う。
- b. 提供される情報を聴取者が双方向通信等により主体的に選択することが不可能である。

ラジオ放送型サービスを行うにあたっては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 本サービスからの情報が「情報提供・使用許諾契約」若しくは「情報提供・使用許諾約款 (API 課金体系適用時)」または本ポリシーに反する形態で使用されている場合において、情報の提供方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行う。

6.3.9 印刷物による提供

サービス提供会社が FAX、出版物等を通じ、紙に印刷された情報を使用者に提供するものをいいます。

印刷物による提供を行うにあたっては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 本サービスからの情報が「情報提供・使用許諾契約」又は「情報提供・使用許諾約款 (API 課金体系適用時)」または本ポリシーに反する形態で使用されている場合において、情報の提供方法が不適当として東証から指摘を受けた場合には、協議の上、適宜必要な変更等を行う。

6.4 2次外部配信業者等向け配信を伴う使用態様

6.4.1 遵守事項

2次外部配信業者等へ提供する場合以外、情報を外部配信しようとする者に対しては情報を提供することはできません。

2次外部配信業者等に情報の提供を行う場合は、必ず事前に「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って当該2次外部配信業者等の名称などの必要事項を登録し、情報の提供先が2次外部配信業者等の要件を満たしているかどうかについて東証の確認を取ってください。

2次外部配信業者等に情報の提供を行うに際しては、以下の事項を遵守する必要があります。

- (1) 2次外部配信業者等が東証との契約を解除した等の理由により東証から当該2次外部配信業者等への情報の提供等を中止する旨の要請を受けた場合は、当該2次外部配信業者等への情報の提供等を直ちに中止する。
- (2) 上記(1)についてサービス提供契約に定める。
- (3) 「6.3.2 オープン型端末サービス」によりリアルタイム情報を提供してはならない。
- (4) サービス提供会社の故意又は重過失によって、2次外部配信業者等に該当するための要件を満たさない者が情報の外部配信行為を行うこととなった場合には、契約者は当該外部配信行為を行った者と連帯して料金相当額の支払いその他の一切の責任を負う。
- (5) 情報を提供する2次外部配信業者等により「情報提供・使用許諾契約書」若しくは「情報提供・使用許諾約款(API課金体系適用時)」又は本ポリシーに反する外部配信行為等が行われた等の状況において、情報の提供方法が不相当として東証から指摘を受けた場合には、東証と協議の上、必要な変更等を行う。
- (6) 東証から、情報の使用状況の確認等のため、サービス提供契約の写し、データ処理方法の説明等を求められた場合には、これに速やかに応じる。

6.4.2 2次外部配信業者等向けデータフィード

以下のすべてに該当するものをいいます。

- a. サービス提供会社が2次外部配信業者等に回線を通じて情報の提供を行っている。
- b. 2次外部配信業者等における情報の表示方法等についてサービス提供会社が関与しない。

2次外部配信業者等向けデータフィードを行うに際しては、「6.4.1 遵守事項」に掲げる遵守事項を遵守する必要があります。

6.4.3 外部配信業務支援

2次外部配信業者等が情報の外部配信を行うに際し、サービス提供会社が当該外部配信に必要な機能等の一部又は全部を運営する業務の受託等を行うものをいいます。

外部配信業務支援を行うに際しては、「6.4.1 遵守事項」に掲げる遵守事項を遵守する必要があります。

6.5 その他の使用態様

6.5.1 取引目的使用

以下のいずれかに該当するものをいいます。

- a. 金融商品取引法第2条第14項に規定する金融商品市場若しくは同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下これらを総称して「金融商品市場」といいます。)を開設する、又は、同法第2条第8項第10号に規定する業務(日本国外における同等の業務を含む。以下「PTS業務」といいます。)を行うサービス提供会社が、東証市場外取引の価格決定に際

して情報を系統的に使用するもの（当該サービス提供会社が、その開設する市場の相場情報と同時に画面上比較可能な形で、情報を表示する場合その他これに類似する方法で使用する場合を含む。）

- b. 市場外取引を行う目的で、情報を使用して自社の顧客等に対し系統的に仕切り値段等を表示するもの

取引目的使用を行うに際しては、事前に必要事項を「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って登録の上、東証の承認を得てください。

6.5.2 指数情報の外部配信及び取引目的使用

サービス提供会社が指数情報を算出する場合、「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って必要事項を登録する必要があります。

以下のいずれにも該当しない指数情報を算出する場合は、当該指数情報の名称を登録する必要があります。

- (1) 当該指数情報が東証の終値情報を元に算出されている。
- (2) 当該指数情報の構成銘柄数に占める東証銘柄の数が3分の1未満である。
- (3) 契約者が「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って登録した「6.3 エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様」に該当するサービスのみ当該指数情報を提供している。

また、サービス提供会社が上記(1)から(3)までのいずれにも該当しない指数情報を金融商品市場の開設又はPTS業務を行う者（東証を除く）の開設する市場における金融派生商品の原資産として提供する場合は、その旨の記載も行う必要があります。

7 台数報告等

7.1 報告対象

契約者は「6.2.1 社内業務使用」「6.3.1 会員制端末サービス」「6.3.3 エンドユーザ向けデータフィード」「6.3.6 株価表示ボードサービス」にリアルタイム情報を使用する場合、リアルタイム情報を受けることのできるサービスごとに端末の台数又はユーザ ID の個数及びサービス利用顧客の住所・氏名等を本ポリシーの定めるところにしたがって東証に報告する必要があります。

また、サービス提供会社が直接契約エンドユーザ又は関係会社のリアルタイム情報へのアクセス権の総数を系統的に管理していない場合（「3.1.4 直接契約エンドユーザ」の（1）に該当する場合）において、当該直接契約エンドユーザ又は関係会社はリアルタイム情報を使用する「6.2.2 直接契約エンドユーザによる使用」に係る使用端末の台数又はユーザ ID の個数を本ポリシーの定めるところにしたがって報告する必要があります。

サービス提供会社から情報提供を受ける者が、API 課金体系の適用を受ける場合には、サービス提供会社から提供された情報に係る銘柄数を本ポリシーの定めるところにしたがって東証に報告する必要があります。

7.2 台数の計算方法

7.2.1 ID 数に基づく計算

個人ごとに ID・パスワード等を付与することによってアクセス権を設定する場合、リアルタイム情報にアクセスする権限のある ID の報告対象月末現在の総 ID 数を台数として計算します。

ただし、「7.3 個人使用」に該当するサービス利用顧客に割り当てられた ID については、以下の ID 数を報告した場合、（1）から（3）までの順で課金対象として採用されます。

- （1）報告対象月中に 1 回以上サービスにログインした ID のうちリアルタイム情報にアクセスした ID 数
- （2）報告対象月中に 1 回以上サービスにログインした ID 数
- （3）報告対象月末現在の総 ID 数

同一の ID で複数の端末に同時にログインすることは原則として認められません。技術的な理由等により、やむを得ず同一の ID による複数端末への同時ログインを排除できない場合は、東証が別途承認した場合を除き台数の計算は以下の①か②のいずれか大きい数となります。

- ① 総 ID 数
- ② 以下によって計算される数
 - a. 当該 ID のいずれかにより報告対象月中に一度でもログインされた端末台数
 - b. 上記 a.に定める台数が把握できない場合、当該 ID によってログイン可能な端末の報告対象月末現在の台数

（例） 2つの ID（ID A と ID B）が発行されており、社内ネットワーク上に 5 台の当該 ID によってログイン可能な端末があるケース

- 通常（同一 ID による同時ログイン不能の場合）の報告台数：2（=ID 数）
- 上記 a.の台数が把握できる場合：たとえば報告対象月中に ID A 又は ID B によって合計 4 台の端末がログインされていたとすると報告台数は 4
- 上記 b.の台数により報告する場合：5（=ID A 又は ID B によってログイン可能な端末台数）

7.2.2 端末台数に基づく計算

専用端末を設置する等、端末ごとにアクセス権を設定する場合は、下記の分類に応じて報告対象月末現在のリアルタイム情報の表示・使用等を行う端末の台数について計算します。

- a. 情報の画面表示を行うためのサービス又はシステムの場合：リアルタイム情報を画面上に表示することが可能な端末台数を計算対象とします。当該端末に情報配信を行うためのルータ等の機器（リアルタイム情報を表示しないもの）は台数計算の対象としません。
- b. 上記 a.以外のサービス又はシステムの場合（情報非表示機器）：リアルタイム情報を使用するアプリケーションがインストールされたサーバ等の機器の台数を計算対象とします。ただし、以下のいずれかの場合は当該台数を計算に含める必要はありません。
 - ① 「6.2.1 社内業務使用」に係るもの
 - ② 情報非表示機器に係る台数報告について「9 料金表」に記載の定額方式を選択した直接契約エンドユーザ又は関係会社に係るもの

7.2.3 定時点情報出力端末

15 分以上の間隔で一定時点の価格等のうち遅延情報でないものを表示する端末については、定時点情報出力端末として別途報告することにより、「9. 料金表」に記載の定時点情報出力端末に係るリアルタイム個別端末料が適用されます。台数の計算方法については「7.2.1 ID 数に基づく計算」及び「7.2.2 端末台数に基づく計算」に準じます。

7.2.4 課金対象外の端末

（1）システム運営に係る端末

テスト、システムモニター、バックアップ等の契約者におけるシステム運営のために最低限必要となる端末については当該端末の利用目的と台数を報告することにより課金対象端末から除外することができます。ただし、台数が合理的でないと認められる場合やシステム運営のために最低限必要となる目的以外に用いられていると認められる場合等は東証の判断により課金を行うことがあります。

（2）フリートライアルに係る端末

新商品のプロモーション等のために期間限定（1 ヶ月を限度とします。）で無料サービスを提供する場合、東証の事前の承認を得ることで当該プロモーションにかかる端末台数を課金対象から除外することができます。ただし、店頭等に恒常的にデモ端末等を設置する場合は課金除外対象とならず、また、個人を対象としたサービスのデモ端末であっても軽減された端末料の適用対象ともなりません。

(3) サービス利用顧客のバックアップ端末

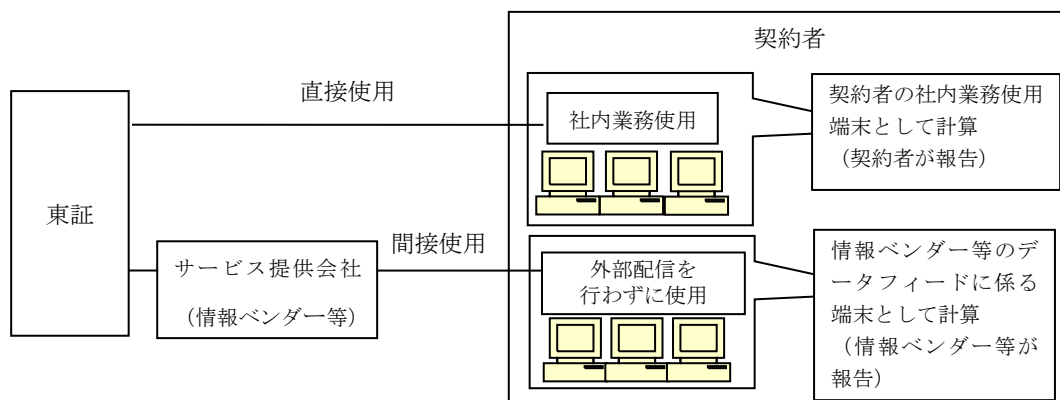
サービス利用顧客がバックアップのみを目的として設置し、通常業務で使用していない端末で、以下のすべての要件を満たすものは、当該サービス利用顧客名と台数を報告することにより課金対象から除外することができます。(ただし、台数が合理的でないと認められる場合やバックアップ目的以外に用いられていると認められる場合等は東証の判断により課金を行うことがあります。)

- ① 災害等で通常業務で使用している施設が使用できないときのみ使用される当該サービス利用顧客専用の施設（いわゆるバックアップサイト）に設置されている、または、当該サービス利用顧客が通常時に情報に一切アクセスできないことをサービス提供会社で系統的に把握できる。
- ② 当該バックアップ端末に係るアクセス権の数及び使用できる情報種別が通常業務で使用しているものを超えていない。
- ③ 東証が必要と認めた場合、当該バックアップ端末の設置状況等について東証が調査を行うことに関してサービス利用顧客が書面により同意している。

なお、実際にバックアップの端末を使用した場合はその旨の報告が必要となります。(この場合、通常の課金対象となります。)

7.2.5 サービス提供会社からデータフィードを受ける場合の社内端末台数の計算

「6.2.1 社内業務使用」は直接使用している場合に適用となりますので、サービス提供会社の提供する「6.3.3 エンドユーザ向けフィード」からの情報を外部配信を行わずに使用する場合、サービス提供会社の「6.3.3 エンドユーザ向けフィード」サービスに係る端末台数として計算します。(下図参照)
(契約者が「3.1.4 直接契約エンドユーザ」の(1)から(3)記載の要件に該当する形態でサービス提供会社から社内用に情報を受信する場合、別途、直接契約エンドユーザとしての申請が必要となります。)



7.3 個人使用

「6.3.1 会員制端末サービス」を利用するサービス利用顧客が以下の（１）から（３）の要件をすべて満たす場合、個人使用に該当します。個人使用に該当する ID 等については「9. 料金表」にしたがって軽減された端末料が適用されます。

- （１）サービス提供契約の契約名義が個人である、又は下記に定める基準をすべて満たす実質的に個人と同等と認められる法人である。（なお、株式会社及び持分会社以外の法人については、資本金及び定款に相当するものにより判断します。）

株式公開区分の基準	資本規模の基準	業務目的の基準	備考
以下のいずれにも該当しない者 ・ 上場会社（取引所有価証券市場又は外国有価証券市場においてその発行する有価証券の取引が行われている者） ・ 発行する有価証券について店頭売買有価証券市場等において組織的な取引が行われている者	資本金 1 億円以下の者	定款記載の目的が以下の事項を含まないと解釈できる者 ・ 証券取引 ・ 有価証券の売買・有価証券投資 ・ 金融取引 ・ 投資顧問 ・ 情報提供（証券・金融市場に関連する情報をいかなる形にせよ使用する可能性があると思われる場合に限る。） ・ 調査・研究（証券・金融市場に関連する情報をいかなる形にせよ使用する可能性があると思われる場合に限る。）	業務目的は、定款（登記簿）への記載の有無により判断し、実際にその業務が行われているかどうかを問いません。

- （２）情報の使用はサービス利用顧客自身の資産運用等の私的目的に限定されており、一切の業務目的での使用がなされていない。
- （３）サービス提供契約の内容及びサービス提供会社によるサービス利用顧客の管理簿等により、上記（１）及び（２）について契約者が合理的に証明できる。

7.4 報告方法

7.4.1 毎月の報告

報告対象となる端末台数の集計結果を東証が別途定める様式（「端末台数報告書」のフォーマット）にしたがって提出していただきます。提出方法は原則として Excel®により作成したフォーマットの相場情報契約システム経由の提出となります。（詳細は端末台数報告書の提出要領をご覧ください。）

Excel は米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

7.4.2 報告期限

報告対象月の翌月 20 日（休業日の場合、順次繰り下げ）とします。やむをえない理由がある場合は必ず東証に事前に連絡を行ってください。

7.4.3 東証の要請に基づく報告

サービス利用顧客の個別の氏名、住所等の詳細について、「7.4.1 毎月の報告」に基づいて提出される報告書の内容を確認する等の必要性が生じ、東証から要請を行った場合に提出していただきます。

なお、当該報告のためサービス利用顧客の個人情報を東証に提供することがあることについて、あらかじめサービス利用顧客の同意を得ておいて下さい（「6.3 エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様」記載の各遵守事項も併せてご参照下さい。）。

7.4.4 直接契約エンドユーザによる台数報告

直接契約エンドユーザ又は関係会社の行う台数報告については 7.4.1 及び 7.4.2 の記載にかかわらず、以下の通りとします。

(1) サービス提供会社が直接契約エンドユーザ又は関係会社のリアルタイム情報へのアクセス権の総数を系統的に管理していない場合

a. 「7.2.1 ID数に基づく計算」または「7.2.2 端末台数に基づく計算」の a に係るもの

直接契約エンドユーザ又は関係会社が ID 数又は端末台数を計算してサービス提供会社に報告します。この場合の報告方法及び報告期限については、サービス提供会社が、本ポリシーに基づく台数報告を行うために別途定める方法に従います。サービス提供会社は直接契約エンドユーザ又は関係会社からの報告を集計の上、東証に台数報告を行います。

b. 「7.2.2 端末台数に基づく計算」の b に係るもの（情報非表示機器）

以下のいずれかを選択可能とし、直接契約エンドユーザは選択した方式を「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って登録します。

① 標準方式：直接契約エンドユーザ又は関係会社が情報非表示機器の台数を計算してサービス提供会社に報告します。この場合の報告方法及び報告期限については、サービス提供会社が、本ポリシーに基づく台数報告を行うために別途定める方法に従います。サービス提供会社は直接契約エンドユーザ又は関係会社からの報告を集計の上、東証に台数報告を行います。

② 定額方式：直接契約エンドユーザ又は関係会社は情報非表示機器の数を報告する必要はありません。この場合、直接契約エンドユーザは、東証に対して「9 料金表」に定める料金の支払を行います。

(2) サービス提供会社が直接契約エンドユーザ又は関係会社のリアルタイム情報へのアクセス権の総数を系統的に管理している場合

すべてサービス提供会社が当該 ID 数又は端末台数に係る台数報告を東証に行います。

7.5 サービス提供会社から情報提供を受ける者が東証所定の手続きにより「情報提供・使用許諾に関する申請(API 課金体系適用時)」を行い API 課金体系の適用を受ける場合に係る取得銘柄数報告

サービス提供会社から情報提供を受ける者が、API 課金体系の適用を受ける場合には、サービス提供会社から提供された情報に係る銘柄数を東証に報告する必要があります。

7.5.1 報告対象

取得銘柄を銘柄ごとの月間取得数に応じて A/B/C の 3 種類に区分し、各区分の取得銘柄数を報告します。

区分	月間取得数
A	1～40 回
B	41～160 回
C	161 回以上

7.5.2 報告方法

報告対象となる区分及び取得銘柄数を相場情報契約システムを通じてご提出いただきます。

7.5.3 報告期限

報告対象月の翌月 20 日（休業日の場合、順次繰り下げ）とします。やむをえない理由がある場合は必ず東証に事前に連絡を行ってください。

7.6 記録の保存

サービス利用顧客のリストやログインの履歴ファイル等、台数報告の作成のために使用したすべての帳簿及び記録及びサービス提供会社との情報授受の履歴ファイル等、取得銘柄数報告の作成のために使用したすべての帳簿及び記録は、その作成日から最低 3 年間保存してください。サービス提供会社が直接契約エンドユーザ又は関係会社のリアルタイム情報へのアクセス権の総数を系統的に管理していない場合、当該直接契約エンドユーザ又は関係会社においても同様にサービス提供会社への報告の元となった資料を最低 3 年間保存してください。

7.7 報告台数等の修正

報告台数又は報告銘柄数を過大に報告した等による料金の下方修正を希望する場合は、当該報告に基づく請求の支払期限の翌日から 6 ヶ月以内に東証に連絡してください。この期間に連絡がなかったものについては理由の如何を問わず料金の返戻は一切行いません。

8 監査

8.1 目的

東証は以下に掲げる目的のため、契約者又は直接契約エンドユーザに対して情報の使用状況等について監査を行います。

- (1) 「情報提供・使用許諾契約書」、「情報提供・使用許諾約款 (API 課金体系適用時)」、「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」、及び本ポリシー記載事項について違反又は契約者・直接契約エンドユーザにおける解釈の誤解等がないことを確認し、契約者間の平等性を保つため
- (2) 東証の定める料金が適切に支払われていることを確認し、契約者間の公正な競争環境を確保するため

8.2 監査対象

すべての契約者及び直接契約エンドユーザが対象となります。(以下「監査対象者」といいます。) また、「8.1 目的」記載の目的に必要な範囲において契約者の関係会社、システム等運用者、TOPIX 情報等配信者、インディカティブ NAV 情報算出配信者、サービス利用顧客、登録金融商品仲介業者及び登録新聞社並びに直接契約エンドユーザの関係会社が対象となることもあります。

監査対象となる期間は下記のうち最も期間が短くなるものとなります。

- (1) 前回の監査対象期間末日の翌日から監査実施日の直近の台数報告又は取得銘柄数報告の報告対象月の末日まで
- (2) 「情報提供・使用許諾契約書」又は「情報提供・使用許諾に関する申請 (API 課金体系適用時)」若しくは「エンドユーザによる情報の使用許諾に関する申請」承認の有効日から監査実施日の直近の台数報告又は取得銘柄数報告の報告対象月の末日まで
- (3) 監査実施日の直近の台数報告又は取得銘柄数報告の報告対象月の末日から遡って 3 年間

8.3 監査の流れ

8.3.1 事前通知

東証は、監査を行う場合には、監査対象者に対して原則として監査実施日の 1 ヶ月前までに日程、場所等の通知を行います。ただし、契約違反が疑われる場合など、東証が合理的に必要であると認めた場合はこの限りではありません。

東証の指定した日に監査を行うことができない場合等上記通知内容に不都合がある場合は、監査対象者は上記通知の受領後 1 週間以内に不都合のある内容及び理由を東証に連絡してください。この場合において、新たな日程等は東証と監査対象者の協議により決定いたします。

8.3.2 監査対象者における事前準備

監査対象者は、監査の円滑な実施のため、東証からの下記に関する照会に対して適切な回答を行うことができる人員の監査実施日 (通常の営業時間中) 中の確保及び関連記録の準備を行ってください。

- (1) 台数報告又は取得銘柄数報告

- (2) 情報の取得方法、使用状況
- (3) ユーザ ID・パスワード等のアクセス権の付与
- (4) 社内業務使用端末の管理
- (5) サービス利用顧客による情報使用の管理
- (6) 関係会社による情報使用の管理
- (7) システム等運用者による情報使用の管理
- (8) TOPIX 情報等配信者、インディカティブ NAV 情報算出配信者、登録金融商品仲介業者、登録新聞社による情報使用の管理
- (9) その他監査の円滑な遂行のために必要な事項

8.3.3 監査の実施

契約者に対する監査は通常、下記の事項について行われます。

- (1) 情報の取得から使用までの技術的及び事務的なフローについての確認
- (2) 情報を使用したサービス内容の確認
- (3) 情報の使用状況についての現在及び過去の記録の調査と、対応する台数報告又は取得銘柄数報告との比較
- (4) 関係会社、システム等運用者における情報の使用状況の確認
- (5) 2次外部配信業者等への配信状況の確認
- (6) サービス利用顧客が使用状況の管理を行う場合の管理体制の確認

直接契約エンドユーザに対する監査は通常、下記の事項について行われます。

- (1) 情報へのアクセス権設定に関する社内体制の確認
- (2) 情報の使用状況についての現在及び過去の記録の調査と、対応する台数報告との比較
- (3) 関係会社における情報の使用状況の確認
- (4) システム等運用者にリアルタイム情報を使用する業務の一部の委託を行っている場合は、当該システム等運用者における情報の使用状況の確認

監査を行うにあたっては、監査対象者の通常業務への影響を最小限にとどめるよう努力を行います。このためにも人員の確保、関連記録の準備、関連施設の立ち入り等についてご協力をお願いいたします。

8.3.4 監査実施後

監査終了時に、監査対象者に対して、これまでの発見、提言、疑問点、未解決の問題などについてフィードバックが行われますので、その際、ご意見などがありましたら監査担当者にお伝えください。

また、必要な準備が整い次第、監査対象者に監査結果報告書を送付いたします。監査結果報告書の内容に異議等がある場合は、当該報告書を受領してから1ヶ月以内にその旨を東証に連絡してください。当該期間内に連絡がない場合は、当該報告書の記載内容について東証と監査対象者の間で合意し

たこととします。

監査対象者から東証に対して異議の申立てが行われてから2ヶ月以内に両者で合意に達しない場合、東証は以下に掲げる事項を行うことができることとします。

- (1) 監査対象となる期間に提出された報告事項についての「情報提供・使用許諾契約書」又は「エンドユーザに対する情報提供・使用許諾に関する約款」第12条第2項に掲げる公認会計士等の監査証明書の提出請求をすること
- (2) 独立した専門の監査人を指名し、監査結果報告書のレビュー及び追加料金等の額について合理的な見積りを算出させること。この場合において東証及び監査対象者は当該独立の監査人による裁定結果に従うこととします。

8.4 監査の終了

監査結果報告書の記載内容について東証と監査対象者間で合意し、当該報告書に記載の義務（台数報告又は取得銘柄数報告の修正などにより追加の料金支払が発生した場合等）を監査対象者が履行した時点をもって当該監査対象期間の監査を終了とします。監査が終了した期間について再度監査は行いませんが、重大な契約違反等の隠れた事実が新たに発覚した場合はこの限りではありません。

8.5 監査費用

監査に関連して東証に発生する交通費、監査事務委託費等の費用は東証が負担します。ただし、監査の結果、監査対象者が東証に対して追加で支払うこととなった金額が、当該監査対象期間中の監査対象者からの台数報告等に基づいて東証が請求した金額の合計額の10%を超える場合には、当該費用は監査対象者の負担とします。また、「8.3.4 監査実施後」に定める公認会計士等の監査証明書の提出及び独立した第三者によるレビューに関して発生する一切の費用は監査対象者の負担とします。

8.6 守秘義務

東証の役職員又は代理人若しくは委託を受けた者が監査に関連して監査対象者から取得した情報は東証による監査の目的のみに利用し、監査対象者からの書面による事前の同意なく第三者に開示いたしません。

9 料金表

「情報提供・使用許諾契約」を締結している契約者が支払う額は下記の「I. 契約料」と「II. 目的別使用料」の合計額となり、東証所定の手続きにより、「情報提供・使用許諾に関する申請（API 課金体系適用時）」を行い、東証から承認を得ている契約者が支払う額は下記の「III. API 課金体系による料金」に記載の額となります。また、直接契約エンドユーザが支払う額は「IV. 直接契約エンドユーザに係る料金」に記載の額となります。記載されている金額はすべて月額となります。（情報の提供期間が1ヶ月に満たない月の料金は特段の記載がない限り日割り計算とします。）（消費税額及び地方消費税は別途加算されます。）

なお、札幌及び福岡の各証券取引所に係る情報は無償にて提供されておりますので、当該取引所情報の使用の有無にかかわらず下記の料金に変更はありません。（名古屋証券取引所に係る情報については、別途同証券取引所との契約が必要になりますので直接お問い合わせ下さい。）

I. 契約料

1. 直接使用【東証と回線を直接接続して情報提供を受ける場合】

接続先のシステム及び回線数等に応じて、下記（1）から（3）までの合計額を適用します。

（1）FLEX Standard WB・FLEX Standard（複数該当する場合は最も高額の区分を適用します。）

		一般	取引参加者
①	FLEX Standard WB	140 万円	78 万円
②	FLEX Standard	130 万円	73 万円
③	寄前複数気配不使用 ^{※1}	115 万円	63 万円

※1 5本気配情報（寄付前の情報及び2本目以上5本目までの気配値段及び数量に関する情報を除く。）のみを使用する場合に適用します。

（2）FLEX Full WB・FLEX Full（複数該当する場合は最も高額の区分を適用します。）

		一般	取引参加者
	FLEX Full WB（通常料金）	112 万円	67 万円
	FLEX Full WB（ユーザ料金 ^{※2} ）	23 万円	15 万円
	FLEX Full（通常料金）	105 万円	63 万円
	FLEX Full（ユーザ料金 ^{※2} ）	21 万円	14 万円

※2 FLEX ユーザ料金は FLEX Standard WB 又は FLEX Standard に係る上記 1.（1）の①②③のいずれかの契約料を支払っている場合に適用します。

（3）契約料（追加接続分）（同一回線内において、FLEX Standard WB と FLEX Standard の両方、又は、FLEX Full WB と FLEX Full の両方を取得する場合には、それぞれ 1 接続先システムとみなす。）

①	FLEX Standard WB、FLEX Standard（3 回線目以降の 1 接続先システム・1 系統あたり） ^{※3}	31 万円
②	FLEX Full WB、FLEX Full（3 回線目以降の 1 接続先システム・1 系統あたり） ^{※4}	31 万円

※3 FLEX Standard WB/ FLEX Standard 両システムへの接続先システム・系統の合計数で計算します。なお、上記 1.（1）①②の契約料を支払っている場合には、FLEX Standard に接続する回線のうち、高速指数情報のみを利用するものに係る契約料（追加接続分）は 1 接続先システムあたり 7.5 万円とします。

※4 FLEX Full WB/ FLEX Full 両システムへの接続先システム・系統の合計数で計算します。

2. 間接使用 [サービス提供会社から情報提供を受ける場合]

サービス提供会社から取得して使用する情報の種類に応じ、下記の額を適用します。(複数該当する場合、最も高額のを適用します。)

		一般	取引参加者
リアルタイム情報			
①	板配信情報	151 万円	87 万円
②	10 本気配情報まで ^{※5}	130 万円	73 万円
③	寄前複数気配不使用 ^{※6}	115 万円	63 万円
④	約定値段のみ ^{※7}	57 万円	31 万円
⑤	独自算出情報のみ ^{※8}	57 万円	
遅延情報			
⑥	詳細遅延情報	28 万円	20 万円
⑦	約定値段遅延情報	19 万円	14 万円
終値情報			
⑧	終値情報	14 万円	8 万円
⑨	JPX 算出指数情報のみ ^{※9}	6 万円	

※5 5 本気配情報を使用する場合を含みます。

※6 5 本気配情報 (寄付前の情報及び 2 本目以上 5 本目までの気配値段及び数量に関する情報を除く。) のみを使用する場合に適用します。

※7 5 本気配情報 (寄付前の情報並びに最良気配及び 2 本目以上 5 本目までの気配値段及び数量に関する情報を除く。) 及び現在値情報のみを使用する場合に適用します。

※8 間接使用のみを行っている契約者がリアルタイム情報を用いて算出した独自算出情報のみを外部配信使用し、元となる情報は提供しない場合に適用します。(インディカティブ NAV 情報のみを外部配信する場合は除く。)

※9 東証が相場報道システムから配信した後 20 分以上の経過の有無にかかわらず同額とします。

直接使用と間接使用の両方を行っている場合、契約料は、「すべての情報を直接使用とみなして取得した場合に算出される直接使用に係る契約料 (ただし、1. (2)FLEX Full WB (通常料金) 及び FLEX Full (通常料金) は除く)」とします。

II. 目的別使用料

1. 一般使用料

(1) 社内業務使用料

「6.2.1 社内業務使用」を行う場合、社内業務使用料が発生します。社内業務使用料は、下記の「a. 社内業務基本料」と「b. 社内業務端末料」の合計となります。

a. 社内業務基本料

社内業務基本料 ^{※10} （接続先システムにかかわらず同額とします。）	26 万円
-----------------------------------------------	-------

※10 社内業務基本料には情報非表示機器で情報を使用する場合の料金を含みます。

b. 社内業務端末料

リアルタイム情報^{※11}を表示する「6.2.1 社内業務使用」に係る端末・ID について、当該端末・ID が表示することができる情報区分ごとに 1 台あたり下記の額（複数の情報区分が該当する端末・ID については最も高額の区分を適用します。）を適用します。台数の計算方法等については「7. 台数報告等」を参照してください。

当月分の社内業務端末料の算定にあたっては、その月の前々月を対象とする台数報告の数を基準として採用します。ただし、情報の提供が開始された月、その翌月及び翌々月については、情報の提供が開始された日から 1 か月を経過した日の前日の属する月を対象とする台数報告の数を基準に社内業務端末料を算定します。

なお、解約月における情報の提供期間が 1 カ月に満たない場合であっても、日割り計算とはなりません。

また、複数の契約者（以下それぞれ「契約者 X」及び「契約者 Y」という。）につき以下の①又は②に該当する場合には、契約者 Y における承継月及びその翌月の社内業務端末料は、各当該月の前々月を対象とする承継対象サービスにかかる端末・ID の数を、契約者 Y の台数報告の数に加算した数を基準として算定します。ただし、事前に東証に申請をして承諾を受けたときは、契約者 Y における承継月、その翌月及び翌々月の社内業務端末料は、承継日から 1 か月を経過した日の前日の属する月を対象とする台数報告の数を基準として算定します。

- ① 契約者 X が、事業譲渡、吸収合併、吸収分割などにより、端末台数の報告対象であるサービスを別の会社である契約者 Y に承継させ、かつ当該承継に伴い「情報提供・使用許諾契約書」を解約する場合
- ② 契約者 X が、株式交換、株式移転などにより別の会社である契約者 Y と関係会社になることにより「情報提供・使用許諾契約書」を解約し、契約者 Y の関係会社として端末台数の報告対象であるサービスを継続する場合

台数区分 ^{※12}	情報区分		
	5 本気配情報	10 本気配情報	板配信情報
0 台超の部分	2,300 円	2,500 円	3,300 円
300 台超の部分	2,100 円	2,300 円	3,000 円
600 台超の部分	1,900 円	2,050 円	2,700 円
1200 台超の部分	1,500 円	1,600 円	2,200 円
2400 台超の部分	1,100 円	1,200 円	1,600 円

※11 リアルタイム情報を用いて算出される独自算出情報のみを表示する端末は社内業務端末料の対象となりません。

※12 各台数区分に該当する部分について上記の料金が適用されます。

(2) 外部配信使用料

「6.3 エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様」に該当する情報使用を行う場合、外部配信使用料が発生します。(ただし、TOPIX 情報等、TOPIX 情報等以外の JPX 算出指数情報のうち東証が相場報道システムから配信した後 20 分以上経過したもの、又は独自算出情報のいずれかのみを使用する場合は免除します。) 外部配信使用料は「a. 外部配信基本料」と「b. 外部配信端末料」の合計となります。

a. 外部配信基本料

外部配信基本料は「6.3 エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様」に該当するサービスで使用している情報の種類及び契約者の属性によって決定します。複数該当する場合は、最も高額となる区分が適用されます。

		一般	取引参加者
リアルタイム情報			
①	板配信情報	145 万円	83 万円
②	10 本気配情報まで ^{※13}	125 万円	70 万円
③	寄前複数気配不使用 ^{※14}	110 万円	60 万円
④	約定値段のみ ^{※15}	57 万円	31 万円
⑤	テレビ放送型/ラジオ放送型/印刷物のみ ^{※16}	11 万円	
⑥	JPX 算出指数情報のみ ^{※17}	6 万円	
遅延情報			
⑦	詳細遅延情報	28 万円	20 万円
⑧	約定値段遅延情報	19 万円	14 万円
終値情報			
⑨	終値情報	14 万円	8 万円

※13 5 本気配情報を使用する場合を含みます。

※14 5 本気配情報（寄付前の情報並びに 2 本目以上 5 本目までの気配値段及び数量に関する情報を除く。）のみを使用する場合に適用します。

※15 5 本気配情報（寄付前の情報並びに最良気配及び 2 本目以上 5 本目までの気配値段及び数量に関する情報を除く。）及び現在値情報のみを使用する場合に適用します。

※16 「6.3.7 テレビ放送型サービス」「6.3.8 ラジオ放送型サービス」「6.3.9 印刷物による提供」のいずれかに該当するサービスのみで外部配信する場合に適用します。

※17 東証が相場報道システムから配信した後 20 分以上経過していない JPX 算出指数情報（TOPIX 情報等を除く）のみを外部配信する場合に適用します。

b. 外部配信端末料

(a) リアルタイム個別端末料

リアルタイム情報を使用する「6.3.1 会員制端末サービス」「6.3.3 エンドユーザ向けデータフィード」「6.3.6 株価表示ボードサービス」に係る端末・IDについて、当該端末・IDが使用することができる情報区分ごとに1台あたり下記の額（複数の情報区分が該当する端末・IDについては最も高額の情報区分を適用します。）を適用します。台数の計算方法等については「7. 台数報告等」を参照してください。

当月分のリアルタイム個別端末料の算定にあたっては、その月の前々月を対象とする台数報告の数を基準として採用します。ただし、情報の提供が開始された月、その翌月及び翌々月については、情報の提供日から1か月を経過した日の前日の属する月を対象とする台数報告の数を基準としてリアルタイム個別端末料を算定します。

なお、解約月における情報の提供期間が1カ月に満たない場合であっても、日割り計算とはなりません。

また、複数の契約者（以下それぞれ「契約者 X」及び「契約者 Y」という。）につき以下の①又は②に該当する場合には、契約者 Y における承継月及びその翌月のリアルタイム個別端末料は、各当該月の前々月を対象とする承継対象サービスにかかる端末・ID の数を、契約者 Y の台数報告の数に加算した数を基準として算定します。ただし、事前に東証に申請をして承諾を受けたときは、契約者 Y における承継月、その翌月及び翌々月のリアルタイム個別端末料は、承継日から1か月を経過した日の前日の属する月を対象とする台数報告の数を基準として算定します。

- ① 契約者 X が、事業譲渡、吸収合併、吸収分割などにより、端末台数の報告対象であるサービスを別の会社である契約者 Y に承継させ、かつ当該承継に伴い「情報提供・使用許諾契約書」を解約する場合
- ② 契約者 X が、株式交換、株式移転などにより別の会社である契約者 Y と関係会社になることにより「情報提供・使用許諾契約書」を解約し、契約者 Y の関係会社として端末台数の報告対象であるサービスを継続する場合

(一般使用)

情報区分	台数区分 ^{※18}	台数区分 ^{※18}					
		～3,000	3,001～ 5,000	5,001～ 10,000	10,001～ 20,000	20,001～ 40,000	40,001～
①	5 本気配情報	2,300 円	2,100 円	1,900 円	1,500 円	1,100 円	
②	10 本気配情報	2,500 円	2,300 円	2,050 円	1,600 円	1,200 円	1,100 円
③	板配信情報	3,300 円	3,000 円	2,700 円	2,200 円	1,600 円	1,500 円

(定時点情報出力端末：「7.2.3 定時点情報出力端末」に定める要件に合致するもの)

定時点情報出力端末(使用する情報にかかわらず同額とします)	1,000 円
-------------------------------	---------

(個人使用^{※19}：「7.3 個人使用」に定める要件に合致するもの)

情報区分	台数区分 ^{※18}	台数区分 ^{※18}				
		～50,000	50,001～ 100,000	100,001～ 200,000	200,001～ 400,000	400,001～ 1,000,000
①	5 本気配情報	135 円	105 円	82 円	53 円	38 円
②	10 本気配情報	145 円	115 円	92 円	63 円	48 円
③	板配信情報	190 円	150 円	115 円	85 円	60 円

(続き)

情報区分	台数区分 ^{※18}	台数区分 ^{※18}				
		1,000,001～ 1,500,000	1,500,001～ 2,000,000	2,000,001～ 3,000,000	3,000,001～ 5,000,000	5,000,001～
①	5 本気配情報	30 円	25 円	20 円	15 円	0 円
②	10 本気配情報	40 円	35 円	30 円	25 円	0 円
③	板配信情報	60 円				

※18 各台数区分に該当する部分について上記の料金が適用されます。

※19 個人使用に係る端末については以下の順で課金対象とします。

- ① 報告対象月中に1回以上サービスにログインしたIDのうちリアルタイム情報にアクセスしたID数
- ② 報告対象月中に1回以上サービスにログインしたID数
- ③ 報告対象月末現在の総ID数

(b) ネットワーク端末料

「6.3.2 オープン型端末サービス」「6.3.7 テレビ放送型サービス」に該当するサービスで情報使用を行う場合、使用する情報区分に応じて、使用態様ごとに以下の額を適用いたします。(ただし、JPX算出指数情報又は独自算出情報のみを使用する場合は免除します。)複数該当する場合は、使用態様ごとに最も高額の区分を適用します。

情報区分		使用態様	オープン型端末サービス	テレビ放送型サービス
リアルタイム情報				
①	板配信情報		提供不可	100万円
②	10本気配情報		提供不可	76万円
③	5本気配情報		提供不可	70万円
④	現在値情報のみ		550万円	
遅延情報				
⑤	詳細遅延情報		15万円	15万円
⑥	約定値段遅延情報		10万円	10万円
終値情報				
⑦	終値情報		5万円	5万円

(3) 取引目的使用料

「6.5.1 取引目的使用」に該当する情報使用を行う場合、使用する情報区分に応じて、下記の取引目的使用料が発生します。複数の情報区分が該当する場合は最も高額の区分が適用されます。

リアルタイム情報		
①	板配信情報	200万円
②	10本気配情報	150万円
③	5本気配情報	135万円
④	寄前複数気配不使用 ^{※20}	120万円
遅延情報		
⑤	詳細遅延情報	60万円
⑥	約定値段遅延情報	40万円
終値情報		
⑦	終値情報	30万円

※20 5本気配情報(寄付前の情報並びに2本目以上5本目までの気配値段及び数量に関する情報を除く。)のみ又は東証が相場報道システムから配信した後20分以上経過していないJPX算出指数情報のみを使用している場合に適用します。

2. 指数情報使用料

(1) 指数情報外部配信使用料

契約者又は関係会社が指数情報を外部配信する場合において、以下のいずれにも該当しない場合、指数情報外部配信使用料として、月額 20 万円を徴収します。

- ① 当該指数情報が東証の終値情報を元に算出されている。
- ② 当該指数情報の構成銘柄数に占める東証銘柄の数が 3 分の 1 未満である。
- ③ 契約者が「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って登録した「6.3 エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様」に該当するサービスのみ当該指数情報を提供している。

(2) 指数情報取引目的使用料

契約者又は関係会社が「(1) 指数情報外部配信使用料」の適用対象となる指数情報を金融商品市場の開設又は PTS 業務を行う者（東証を除く）の開設する市場における金融派生商品の原資産として提供する場合は、1 取引所又は PTS における 1 指数の提供毎に月額 10 万円を徴収します。

3. 基準値段情報使用料

契約者又は関係会社が、基準値段情報を「6.2 外部配信を伴わない使用態様」「6.3 エンドユーザ向け配信等を伴う使用態様」「6.5 その他の使用態様」に該当するサービス等のいずれかで使用する場合、下記の額を徴収します。

一般	取引参加者
10 万円	3 万円

Ⅲ. API 課金体系による料金

API 課金体系は、以下のいずれかに該当する場合に適用します。

- (1) 相場情報提供用 API 環境に直接接続を行う場合
- (2) 約定値段遅延情報又は終値情報の外部配信を行う場合（当該情報に係る東証への報告等に関して API 課金体系の適用が可能な場合に限る。）

1. 基本料

基本料	8 万円
-----	------

2. API 情報料

取得銘柄を銘柄ごとの月間取得数に応じて A/B/C の 3 種類に区分し、下記の算出方法にしたがって算出した金額とします。

区分	月間取得数
A	1～40 回
B	41～160 回
C	161 回以上

(1) 区分ごとに、利用料を計算する。

- ・ 区分 A の利用料=区分 A に該当する銘柄数 × 125 円
ただし、区分 A の利用料が 25 万円を超えるときには、これを 25 万円とする。
- ・ 区分 B の利用料=区分 B に該当する銘柄数 × 150 円
ただし、区分 B の利用料が 30 万円を超えるときには、これを 30 万円とする。
- ・ 区分 C の利用料=区分 C に該当する銘柄数 × 175 円
ただし、区分 C の利用料が 35 万円を超えるときには、これを 35 万円とする。

(2) 上限値を調整のうえ利用料を合算し、金額を算出する。

- ① 区分 A の利用料及び区分 B の利用料を合算する。合算値が 30 万円を超えるときには、これを 30 万円とする。
- ② ①の合算値と区分 C の利用料を合算する。合算額が 35 万円を超えるときには、これを 35 万円とする。

3. ネットワーク端末料

「6.3.2 オープン型端末サービス」に該当するサービスで情報使用を行う場合、使用する情報区分に応じて、以下の額を適用します（ただし、独自算出情報のみを使用する場合は免除します。）。複数該当する場合は、最も高額の区分を適用します。

なお、II. 1. (2) b. (b) のネットワーク端末料（「6.3.2 オープン型端末サービス」部分に限る。）を支払っている契約者は、本項の金額から当該金額を控除します。

情報区分		使用態様	オープン型端末サービス
遅延情報			
①	約定値段遅延情報		10 万円
終値情報			
②	終値情報		5 万円

IV. 直接契約エンドユーザーに係る料金

1. リアルタイム個別端末料に係る取扱い

(1) サービス提供会社が直接契約エンドユーザー又は関係会社のリアルタイム情報へのアクセス権の総数をシステムの的に管理していない場合

a. 「7.2.1 ID 数に基づく計算」又は「7.2.2 端末台数に基づく計算」の a に係るもの

直接契約エンドユーザー又は関係会社が ID 数又は端末台数を計算してサービス提供会社に報告し、サービス提供会社が東証に当該 ID 数又は端末台数に係るリアルタイム個別端末料を支払います。

b. 「7.2.2 端末台数に基づく計算」の b に係るもの（情報非表示機器）

直接契約エンドユーザー又は関係会社が情報表示を目的としないシステムでリアルタイム情報を使用している場合、当該直接契約エンドユーザーは当該情報非表示機器について以下のいずれかを選択可能とし、選択した方式を「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って登録します。

①標準方式：直接契約エンドユーザー又は関係会社が情報非表示機器の台数を計算してサービス提供会社に報告し、サービス提供会社が東証に当該台数に係るリアルタイム個別端末料を支払う方式

②定額方式：直接契約エンドユーザーが情報非表示機器の数に関係なく、一律に月額 15 万円（ただし、関係会社を含む複数社が定額方式を選択している場合は当該社数に 15 万円を乗じて得た額とする。）を東証に直接支払う方式

(2) サービス提供会社が直接契約エンドユーザー又は関係会社のリアルタイム情報へのアクセス権の総数をシステムの的に管理している場合

すべてサービス提供会社が当該 ID 数又は端末台数に係るリアルタイム個別端末料を東証に支払います。

2. 板配信情報フィード受信料

直接契約エンドユーザー又は関係会社が、下記のいずれかに該当する場合、板配信情報フィード受信料として月額 11 万円（ただし、関係会社を含む複数社が下記のいずれかに該当する場合は当該社数に 11 万円を乗じて得た額とする。）を当該直接契約エンドユーザーは東証に直接支払います。

- ① サービス提供会社が当該エンドユーザー又は関係会社のリアルタイム情報（板配信情報に限る）へのアクセス権の総数をシステムの的に管理していない場合
- ② 当該エンドユーザー又は関係会社が JPX コロケーション施設内でリアルタイム情報（板配信情報に限る）の受信を行っている場合
- ③ 当該エンドユーザー又は関係会社が東証から配信する電文形式のままリアルタイム情報（板配信情報に限る）を受信している等、直接使用に準じた形態での板配信情報の受信を行っている等と東証が認めた場合

ただし、板配信情報に係る契約料（I.1.(2)又は I.2.①）を支払っている契約者が直接契約エンドユーザーにも該当する場合で、その旨の申請を行った場合、当該契約者については直接契約エンドユーザーとしての板配信情報フィード受信料の免除を受けることができます（契約者の関係会社又は直接契約エンドユーザーの関係会社には適用しません。）。

3. 高速指数情報フィード受信料

直接契約エンドユーザー又は関係会社が、下記のいずれかに該当する場合、高速指数情報フィード受信料として月額 5 万円（ただし、関係会社を含む複数社が下記のいずれかに該当する場合は当該社数に 5 万円を乗じて得た

額とする。)を当該直接契約エンドユーザは東証に直接支払います。

- ① サービス提供会社が当該エンドユーザ又は関係会社の高速指数情報へのアクセス権の総数をシステム的に管理していない場合
- ② 当該エンドユーザ又は関係会社が JPX コロケーション施設内での高速指数情報の受信を行っている場合
- ③ 当該エンドユーザ又は関係会社が東証から配信する電文形式のまま高速指数情報を受信している等、直接使用に準じた形態での高速指数情報の受信を行っているとして東証が認めた場合

ただし、リアルタイム情報に係る契約料 (I.1.(1)又は I.2.①②③) を支払っている契約者が直接契約エンドユーザにも該当する場合で、その旨の申請を行った場合、当該契約者については直接契約エンドユーザとしての高速指数情報フィード受信料の免除を受けることができます(契約者の関係会社又は直接契約エンドユーザの関係会社には適用しません)。

4. 支払

上記IV.1.(1) b.②及び 2.3. により直接契約エンドユーザが東証に直接支払いを行う場合、翌四半期分の料金を各四半期末月(3、6、9、12月)の5日までに前払いすることとします。